

令和八年  
二月  
青森県議会第三百二十五回定例会会議録  
第四号

令和八年三月五日（木）議事日程 第四日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（菊池 勲、吉俣 洋、夏坂 修、井本貴之各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十五名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 齊 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 吉 俣 洋

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二十五番 鶴賀谷 貴

欠 員 三名

二 番 二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

次 長 伊 藤 敏 文

総括主幹 土 屋 順 司

総務専門員 中 野 弥 寿 喜

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十二条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

|           |                |
|-----------|----------------|
| 総務部長      | 澤 純 市          |
| 財務部長      | 千 葉 雄 文        |
| 総合政策部長    | 後 村 文 子        |
| こども家庭部長   | 若 松 伸 一        |
| 交通・地域社会部長 | 舩 木 久 義        |
| 環境エネルギー部長 | 豊 島 信 幸        |
| 健康医療福祉部長  | 守 川 義 信        |
| 経済産業部長    | 上 沢 謙 一        |
| 観光交流推進部長  | 齋 藤 直 樹        |
| 農林水産部長    | 成 田 澄 人        |
| 県土整備部長    | 新 屋 孝 文        |
| 危機管理局長    | 築 田 潮          |
| 国スポ・障スポ局長 | 出 崎 和 夫        |
| 会計管理者     | 小 坂 秀 滋        |
| 教 育 長     | 風 張 知 子        |
| 警察本部長     | 安 田 貴 司        |
| 監 査 委 員   | 佐々木 知 彦        |
|           | 教育次長 早 野 英 明   |
|           | 警 務 部 長 中 村 誠  |
|           | 監査委員事務局長 松 田 大 |

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一 般 質 問 継 続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

二十一番菊池勲議員の登壇を許可いたします。――菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） 皆さん、おはようございます。自由民主党の菊池勲でございます。第三百二十五回定例会において一般質問の許可を議長よりいただき、所感を交えながら質問に入らせていただきたいと思います。

います。

まず初めに、本日は県立高校の入試日でございます。受験生の皆様は、人生を歩む大きな一歩を踏み出すために頑張ってきたことと思います。夢や希望に向かって試験中のことと思いますが、ベストを尽くしてほしいと思いますし、これからの未来を担う若者が誇りと夢を持てる青森県にしていかなければならないとつくづく思うものであります。

私の好きな言葉でありますが、「前人木を植え、後人涼を楽しむ」。私たちも先輩方や先人からたくさん恵みをいただいて本日に至っております。次の世代の子供たちがさらに豊かな恵みを得られるように、今を生きる私たちが精進していかなければならないという思いを込めて質問に入らせていただきます。

令和八年度当初予算編成の考え方についてという質問をいたします。二〇二六年度の一般会計当初予算案が本議会に提出され、七千五百十四億円、対前年度比四百十九億円増となったものの、財政調整基金の取崩しはなく、二十年ぶりの規模となる予算となったということでありました。当初は、ガソリン暫定税率廃止などにより大幅な税収の減額が予測されてきたものの、実際には前年度比を大きく上回るものとなりました。本日の地方紙の新聞報道でもありますとおり、四十二の都道府県で増額となっているという報道がなされていました。

そこで、一番目の質問をさせていただきます。軽油引取税の当分の間、税率廃止等による本県税収への影響額と、その補填措置についての県の認識をお伺いいたします。

また、昨年度の予算からＡＸ対応経費が設定されました。青森県基本計画に掲げる青森大変革、ＡＸの基本理念を実現するためには、部局や分野の壁を越えて、構造転換やブレイクスルーにつながるような新機軸の政策展開が必要となり、そのような取組の提案につながるため、部局政策経費における取組の重点化や既存事業の見直しの徹底だけでは対応できない経費を対象として、予算編成過程で対応するものとして、Ａ

X対応経費を設定したものであると一昨年の一般質問で答弁がありました。

そこで、二年目を迎えるAX対応経費についての質問をいたします。

AX対応経費により、新たにどのような取組を行うのかお伺いいたします。

続いて、二番目の質問に移ります。学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の拡充についての質問です。

二〇二四年十月に始まった青森県内全ての小・中学校の給食費を無償化とする全国初の事業が二〇二六年度は六十二億円を計上されることとなっております。

一方、国の小学校給食無償化の予算化が進んだこともあり、新たな事業として十三億九千万円余りの保育料無償化等子育て支援市町村交付金の計上もされました。ここまで、小・中学校の給食費の無償化が進んだ自治体に関しては、新たな支援メニューとして、子供の医療費の無償化に、さらには保育料の無償化にかじを切る自治体が増えていると伺っております。給食費の無償化以降、保育園やこども園に子供を通わせる親御さんからは、保育園の保育料や副食費についての負担軽減の御意見をよく伺うようになりました。調べてみると、保育料の無償化がなされている自治体は二十二市町村とのことでしたが、そこで、二つの点から質問してまいりたいと思います。

全県的な保育料の無償化の実現に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

(2) 保育料の無償化を既に実現している市町村は、交付金を活用することができるとのことについてお伺いいたします。

次の問いに移ります。県内中小企業のデフレマインド脱却に向けた設備投資の促進についてです。

バブル崩壊以降、三十年にわたりデフレ経済が日本を覆った結果、デフレマインドが蔓延し、企業はコストカットによる企業の体質改善を迫

られました。人件費の圧縮と設備投資費の削減による企業経営が美徳とされ、結果として雇用の枠だけが優先されて国内投資は激減し、潜在成長率は低迷する結果となりました。これは、令和八年二月二十四日に開催された経済財政諮問会議の有識者提出資料からの抜粋であり、新たな現在のインフレ社会に対応していくためには、高市総理の掲げる責任ある積極財政の必要性が明示されております。

二月二十日に行われた高市総理の国会における施政方針演説では、責任ある積極財政は、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切りますと述べているように、今必要なのは、人件費を上げることはもちろんですが、企業の生産性が高まる未来への投資、つまり、設備投資費に投資をすることによって好循環をつくり出すことが重要とされています。そのことは国のみならず、県としても取り組むべき重大なテーマだと思っております。

二つあります。一問目、物価や賃金の上昇に県内中小企業が対応するためには、設備投資を促進し、収益力向上を図ることが重要と考えるが、県の取組についてお伺いいたします。

二つ目、県内中小企業の収益力向上に向けた設備投資の促進のために、県では今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

四番目の質問に移ります。フュージョンエネルギーの拠点形成についてです。これは、昨日も、そして代表質問でも我が自民党の議員から質問がなされてきましたが、ここで少し視点を変えて始めたいと思います。

私が習った物理学では四つの力があると言われています。一つは重力、もう一つは電磁気力、そして、もう一つは中性子が陽子に変わる力である弱い力であり、最後に、陽子と中性子を結びつける自然界で最も強い力と言われる、通称強い力であります。この四つ目の強い力こそが核融合に使われるエネルギーとされており、私が大学生の頃は、これは夢のエネルギーと言われて実用化はなかなか難しいだろうと言わ

れてきたものでありますが、現在、その核融合エネルギーがフュージョンエネルギーとして現実味を帯びてきているように感じております。

政府は、フュージョンエネルギーを最短で実用化するため、二〇三〇年代の発電実証を目指し、ITER計画からのアプローチを強力に推進しています。国のフュージョンエネルギー・イノベーション戦略策定により、国内市場の形成はもとより、海外市場の獲得や海外との競争力が高まっているのが現状でもあります。宮下知事も昨年十二月に核融合施設の誘致を表明し、フュージョンエネルギー関連施設が立地されるとなれば、関連の研究開発拠点が集積し、国内外の企業誘致にもつながるとされております。このことにより地域全体の産業が活性化し、新たな雇用が生まれることが期待されます。

また、核融合の関連技術を支えるものづくりの力は、特に中小製造業の振興にもつながると考えられており、海外ではスタートアップ企業を中心に、資金力のある投資家や投資機関、そして多くの大企業や中小企業、ベンチャー企業が参画しようとしているとも伺っております。

以上のことから、フュージョンエネルギーの拠点形成については、青森県にとっても大きなインパクトを与える事業となることを期待しております。

そこで、二つの点から質問させていただきます。

フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた県の全体的な取組の方向性について伺いいたします。

二つ目、全県的な産業振興に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

五つ目の大きな質問に移ります。プロスポーツによる地域経済の活性化についてという項目になります。昨日も北向議員からありました。

現在、本県では四つのプロスポーツチームが県内を拠点に活動しております。それ以外にもプロスポーツを目指そうとするサッカーチームは、私が住む弘前市にもブランデュー弘前、青森市にもラインメール青

森などが存在し、たくさんの方のスポーツチームがそれぞれの地域を拠点として活動しております。

また、スポーツを見るという観点では、昨今、Jリーグのシーズン自体が春秋制から春秋制に移行することから夏場のキャンプ誘致は青森県にとってもアドバンテージがあり、現在、FC町田ゼルビア及びRB大宮アルディージャが名乗りを上げ、そして、弘前市においては、はるか夢球場でプロ野球の試合が毎年一試合だったものが来年度は二試合開催されることになり、プロスポーツを見るという環境も青森県では整ってきております。

そこで、プロスポーツが青森県に与えるインパクトについて、その観点から質問してまいりたいと思います。

プロスポーツによる地域経済活性化の効果について、県の認識をお伺いいたします。

さらに続いてまいります。スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行、スポーツと観光を結びつけた取組であるスポーツツーリズム、域外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会やイベントの開催、国内外の大規模なスポーツ大会の誘致、プロスポーツクラブの運営、さらには健康増進や地域交流イベントの開催などの取組を推進している団体が地域スポーツコミッションというものです。スポーツ庁の調査では、二〇二一年十月段階では全国に百七十七の地域スポーツコミッションが確認され、青森県が関わっているものはありませんが、市町村単位では三か所、青森県内に存在しています。

今後、青の煌めきあおもり国スポ・障スポなどが開催され、県民が大いにスポーツに触れ、そして見て盛り上がる機会を経て、さらなるスポーツ熱の高まりがあれば、ますますスポーツによる地域活性化は重要であると考えます。

全国の都道府県でも二十を超える団体でスポーツ誘致などにスポーツコミッションを設置して専門家をうまく採用され、スポーツ施策に取

り組んでおり、スポーツコミッションの重要性は日に日に高まっていると感じております。

そこで、二つ目の点で質問させていただきます。プロスポーツの試合やキャンプ誘致等による経済効果を拡大していくためには、他県でも設置されているスポーツコミッションのような官民連携の体制が必要であると考えますが、県の見解をお伺いいたします。

六つ目の質問に移ります。ボールパーク整備基本計画案についてであります。

青森県営球場は、一九六七年に建設されて実に五十年以上が経過し、他の球場と比較しても老朽化が著しく、宮下知事がボールパークとして新たな整備を表明してきました。令和六年にボールパーク整備検討会議を設置して、老朽化した青森県営球場に関しての備えるべき機能、施設規模、ボールパークとして望ましい役割を議論し、令和七年三月に、「季節に応じて日常的に集い楽しめるボールパーク」をコンセプトとした報告書がまとめられました。

一方、昨年六月には青森市安田の青森県総合運動公園を検討対象地として検討を進めるとされ、令和八年二月に青森県ボールパーク整備基本計画案が出されました。その間、昨年末にはサウンディング型市場調査と言われる民間企業における調査が行われております。このサウンディング型市場調査は、自治体などの公共団体が公有地や施設の活用検討の初期段階で民間事業者と個別対話を行いながら、アイデアや市場性の調査をする手法でもあります。

そこで、このサウンディング型市場調査について質問を二点させていただきます。

昨年実施したサウンディング型市場調査結果の概要についてお伺いいたします。

二つ目、サウンディング型市場調査結果を基本計画案にどのように反映したのかについてお伺いいたします。

七つ目の質問に移ります。青森県立郷土館の整備についてであります。

青森県立郷土館は、一九七三年に青森市本町で開館、旧第五十九銀行の青森支店を活用した県内唯一の総合博物館ですが、建物の耐震性の不足で二〇二〇年から休館となりました。昨年五月に移転を含めたゼロベースでの見直しを決めて以降、青森県立郷土館整備検討会議を全六回開催し、意見をまとめ、この二月に報告書がまとめられ、提出されたと伺っております。問題提起をしてきた議員の一人として、当時を思えば、収蔵庫がいっぱいで新たな収蔵品が入らない、または施設全体が狭く、建物には価値があるものの、展示スペースが狭くて、どうしても博物館としての機能が十分に発揮できているとは言えない、そういうことを現地で感じてまいりました。もちろん、どこに建設するかも重要な点ではありますが、大事なものは博物館の機能が十分に発揮できる場所に移設してほしいと思います。

一つは、青森県立郷土館整備検討会議から提出された報告書の内容についてお伺いいたします。

二つ目、新たな県立博物館の整備内容について、県教育委員会ではどのように検討していくのかについてお伺いいたします。

大きな八番目の問いに移ります。県管理道路における持続可能な除排雪体制の構築についてということで質問します。

今冬は昨年の記録的な豪雪に続き、青森市では一月に八十年ぶりとなる百六十七センチの積雪となり、二月一日には歴代四番目となる百八十三センチの積雪を記録したと伺っております。二年連続で災害救助法も適用され、二十一日町村が対象となり、昨年の倍の適用範囲になりました。改めまして、今冬の大雪において亡くなられた方に対しまして、心から哀悼の意を表します。

除雪体制も、市、県も試行錯誤を続ける中で、人口減少や高齢化が進む青森県においては、これまで当たり前にできた除雪体制の構築すらで

きないところもあり、除雪業者からもそろそろ限界が来ているという声が漏れ聞こえてきている状況でもあります。どこの市町村でも人員の配置に限界があり、そして、さらに高齢化が進み、現場は不眠不休の状態でもマンパワーも不足になっているというのが現状でもあると私も認識しております。その中で一生懸命に除雪作業に当たってくれている作業員の皆様には感謝をしながらも、マンパワー不足や人的配置の今の現状を改善していかなければならないと考えて、二点の角度から質問させていただきます。

一点目は、除雪オペレーターの担い手不足に関する現状と改善に向けた取組について伺いたいします。

二つ目は、除排雪業務の効率化や省力化に向けた取組について伺いたいします。

九番目の質問に移ります。青森―台北線の利用促進についてであります。

二〇二四年十月二十九日より、コロナ禍で運休していたエバー航空の青森―台北線が再開し、週三便で運航が今も行われております。青森県と台湾の結びつきは強く、青森県産品のリンゴが台湾の皆様にはとても知名度が高く、台湾に行き、青森県から来たと言えば、「リンゴ」とレスポンスがすぐ返ってくるぐらい、そんなのは日常茶飯事です。それは、長年にわたる青森県庁の皆様やリンゴ関係者の皆様が懸命な努力の中できつくり上げてきた信頼関係であり、青森県と台湾は特別なつながりである、特別な信頼関係であると言っても過言ではないと私自身は感じております。

今般、発表があったように、二〇二六年三月二十九日からは夏ダイヤで増便が決定し、通常週五便体制へ、さらに繁忙期には毎日、週七便運航となることでもあります。これからリンゴを超えて、青森県と台湾とさらに深まる関係づくりを行っていく段階に來ていると私自身は感じております。

そこで、二つの点から質問させていただきます。

一、青森―台北線の今年度の利用状況について伺いたいします。

二、青森―台北線の増便により期待される効果と、利用促進に向けた県の取組について伺いたいします。

十番目の質問に移ります。台湾との教育交流についてであります。

台湾の質問が続きます。昨年、台湾を訪問した際に、対日協会で話をする中で、関係を深めていくために、新たな青森県との枠組みづくりの話がありました。その大部分が教育による人材交流でありました。ものづくり分野や農業分野、さらには小・中学生の子供たちの分野、様々な世代に至るまで交流の重要性が台湾からは語られていました。

先日、台北駐日経済文化代表処の周副代表と黄教育部長と面会した際にも同様に、教育関係でより一層の人の交流ができないかという話題が出てまいりました。台湾の子供たちは現在日本に留学し、文武両道で活躍中であり、時折マスコミでも取り上げられています。日本の教育への深い敬意と文武両道という日本型の教育は、台湾の憧れの一つだと言われています。高校同士の交流もさることながら、大学との単位交換型での留学など、青森県と台湾のこれからをつくり上げていくのは子供たちからだと考えると、特に日本でも高い知名度である青森県と親日国である台湾との関係をより強固なものにしていくべきだと考えております。そこで、質問に移りたいと思いますが、現在、青森県教育委員会と台北市教育局との教育交流協定が結ばれていると伺っております。その観点から質問してまいります。

県立高等学校における台湾との教育交流の取組について伺いたいします。

二問目、台北市政府教育局との了解覚書の改定内容を踏まえた今後の取組について伺いたいします。

十一番目、最後の質問に移ります。戦争に関する歴史的事実の次世代への継承について質問させていただきます。

昨年、青森県の主催する青森県沖縄みちのくの塔慰霊祭に参列してまいりました。御遺族の皆様と小谷副知事、守川部長、そして工藤議長と大崎議員も一緒でしたが、戦後八十年という節目の年に不戦の誓いを行いながら、沖縄・南方戦線で亡くなられた一万九千八百四十七柱の皆様は哀悼の誠をささげてまいりました。碑の前で手を合わせるときに、さきの大戦で家族や友人を守ろうと戦線で亡くなられた方が残してくれたのが私たちであり、先人の希望が今を生きる私たちなんだと思うと、その思いに応え、生きていくことを改めて誓う場面ともなりました。一方、戦後八十年が経過し、遺族会が高齢化し、戦争を知る世代が亡くなれば、平和の尊さを継承していくことが難しくなってきたということも感じております。

そこで、本当の平和教育とは、まさに戦争の事実と向き合い、継承していくことだと私は考え、一点質問させていただきたいと思います。

戦没者等への追悼と平和の尊さの次世代への継承のための県の取組について伺います。

一昨年、パラオ共和国に二度伺う機会がありました。パラオ共和国は、さきの大戦の際に、当時の日本が大東亜共栄圏を掲げ、その重要な守備を担う島となったのでありまして、日本人だけで一万人以上、さらには青森県人も百人以上が亡くなられた島でもあります。ジャングルをかき分けて歩いていくと、当時の日本人が作ったさんごうが無数に存在し、そして、その中には生々しい銃撃戦の痕、さらには戦車や薬きょう、トーチカや火炎放射器で焼かれた壁も雨風にさらされながらそのまま残っている様子がありました。言葉を失うとはまさにこのことであります。戦争を二度と起こしてはならないという思いでいっぱいになる経験でもありました。

戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを知ることの大切さを知ること、それはまさにパラオで身をもって体験したことでもあります。大事なことは、近代の戦争に関する遺構を保存すべきだということです。日本に帰

つてきて、青森県に帰ってきてみると、青森県内にも戦争の遺構は残され、特集されているもので十二の施設がありますが、それ以外にも無数の遺構が本来あるものの、経年劣化して壊され、なくなっているのが現状だと伺いました。今後も、このまま放置しておく戦争遺構に関する様々なもの、そして建物もなくなつて、戦争の記憶も歴史も風化するだけになるのではないかと危惧するものです。

そこで、一点質問させていただきたいと思います。

県内にも近代の戦争に関する遺構が存在するが、これらを保存、継承していくために、県としてどのように取り組むのか伺いたします。以上で、大きな問い十一問、壇上より質問を終わりたいと思います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。菊池議員にお答えいたします。

私からは、まず、ガソリン暫定税率廃止等による本県税収への影響額と、その補填措置についてお答えいたします。

令和八年度税制改正において、軽油引取税の当分の間税率を令和八年四月一日に廃止することとされ、県では、この減収を五十八億三千万円余と見込んでおります。また、自動車税環境性能割も同様に廃止することとされ、この減収を十三億六千八百万円余と見込んでおります。

当該税制改正に伴う令和八年度の減収については、地方特例交付金により補填されることとなっており、国において、地方の財政運営に支障が生じないよう対応したものと認識しております。なお、令和九年度以降についても、安定財源が確保されるまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、全国知事会等を通じ、国に対して適切な対応を求めてまいります。

次に、AX対応経費により、新たにどのような取組を行うのかについてお答えいたします。

AX対応経費は、取組の重点化や既存事業の見直しだけでは対応でき

ない構造転換や各種課題のブレークスルーにつながる思い切った取組の構築を目的として設定いたしました。

令和八年度当初予算では、A X対応経費において、新たに保育料をはじめとする新たな子育て費用の無償化、県や市町村などのデータを連携し、道路除排雪情報一元化マップなどの新たな住民サービスを実現するデータ連携基盤の整備、G X関連の誘致企業が本県に工場を新設する際の支援制度の拡充などの取組を具現化いたしました。

こうしたA X対応経費の取組をはじめ、当初予算に掲げた新機軸の施策により、多くの県民の皆様に青森大変革を実感していただけるよう、青森新時代の新たな挑戦を進めてまいります。

続きまして、県内中小企業の収益力向上に向けた設備投資を促進するため、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

物価や賃金の上昇局面においては、価格転嫁に加え、生産性や付加価値の向上を通じて収益力を高めていくことが重要であり、そのためには、設備投資による省力化、自動化、デジタル化、さらには高付加価値化への転換を積極的に進めていく必要があります。

そこで、来年度、新たに持続的な賃上げ環境の整備に向けて、収益力向上に資する設備投資に対する支援に取り組むこととしており、県内中小企業が将来に希望を持ちながら事業を継続することができるよう、県としてしっかりと支えてまいります。

続きまして、フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた県の全体的な取組の方向性についてお答えいたします。

県は、このたび、青森県フュージョンエネルギー拠点形成戦略の基本的な考え方を取りまとめました。この中で、産業化の国際競争を制するイノベーション中核拠点を目指すというビジョンを掲げております。

そして、このビジョンを実現するための三つのミッションを設定いたしました。一つは、「未来の「しごと」を創る」、県内企業の参入と企業誘致により、新たな雇用を創出します。二つ目は、「未来の「ひと」

を呼び込み・育てる」、若者が集い、成長する知の拠点を形成します。三つ目は、「未来の「エネルギー」に挑戦する」、次世代へ誇れるエネルギーを実現します。

今後、ビジョンの実現、ミッションの遂行のため、産業・研究開発拠点の集積、発電実証プラントの誘致・建設、人材の育成・確保、県民理解の醸成を柱とする四つの施策の基本方針を県内の産学官金の皆様方と共に進めてまいります。

次に、全県的な産業振興に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

フュージョンエネルギーは、超伝導技術、精密加工、耐熱素材など、関連する産業の裾野が広く、また、建設からメンテナンスに至るまで長期にわたり多様な産業への波及が期待されます。

専門家の試算によれば、フュージョンプラントの建設及び運転期間において、本県に極めて大きな経済効果をもたらすことが示されており、県としては、研究機関や経済団体等と連携して機運醸成を図り、県内参入を促進してまいります。

また、青森県がフュージョンエネルギーという次世代エネルギーの研究開発拠点となることで、次世代を担う人材が集う拠点となるものと考えています。

こうしたことを通じて、県全体の産業振興、青森県の産業の高度化を図っていききたいと考えております。

続きまして、プロスポーツによる地域経済活性化の効果の認識についてお答えいたします。

プロスポーツの試合等が県内で開催されることにより、県内はもとより県外からもファンが訪れ、宿泊、飲食、観光などで直接的な効果が生まれるほか、関連産業への波及や雇用の確保、創出につながるなど、幅広い経済効果が期待されます。

県としては、プロスポーツは、こうした経済効果を生み出す重要な分

野と認識しており、引き続き、プロスポーツ振興を通じた地域活性化に取り組んでまいります。

次に、プロスポーツの試合やキャンプ誘致等による経済効果の拡大に向けた官民連携に対する見解についてお答えいたします。

プロスポーツの試合やキャンプ誘致などによる経済効果を拡大していくためには、市町村や競技団体、企業などと連携して取り組むことが重要であると認識しています。そのため、現在取り組んでいるＪリーグキャンプ誘致に当たっては、受入れ団体である市町村や関係団体とも連携しながら取り組んでいるところであります。

県としては、現在検討を進めているボールパークの整備、運営も含めて、様々な場面で官民連携による取組を充実させる必要があると考えており、今後とも、関係機関との連携強化に努めてまいります。

続きまして、サウンディング型市場調査結果をボールパーク整備基本計画案にどのように反映したのかについてお答えいたします。

サウンディング型市場調査では、事業リスクの分散や効果的な整備の観点から、ボールパーク複合施設と民間収益施設を誘致するエリアを分離すべきとの意見がありました。これを踏まえ、基本計画案では、整備区域を複合施設エリアと賑わい創出エリアに区分し、エリアごとに事業者を選定して段階的に整備することといたしました。また、両エリアの一体性や回遊性を高めるため、県と各エリアの事業者による協議体を設置することとしています。

整備手法についても、設計段階から運営者の考えを反映すべきとの意見がありました。これを踏まえ、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限生かす観点から、複合施設エリアでは基本設計段階からPFI／BOT方式の導入を想定しております。また、賑わい創出エリアでは、Park-PFI方式を含む事業方式の導入を検討しています。

続きまして、戦没者等への追悼と平和の尊さの次世代への継承のための県の取組についてお答えいたします。

県では、戦没者の慰霊と平和の誓いを表する機会として、青森県戦没者追悼式を毎年八月に開催しているほか、本県出身南方戦没者を慰霊するため、青森県沖縄みちのくの塔慰霊祭を毎年十一月に執り行っております。

いずれの行事も戦没者遺族のみならず、一般県民も参加できるものとしているほか、特に戦没者追悼式については、式典の模様を動画配信し、当日会場に足を運ぶことのできない若い世代をはじめとした県民の皆様と追悼の念を広く共有できるようにしています。

さらに、国が主催する全国戦没者追悼式では、本県においても、管内の自治体から推薦のあった戦没者のひ孫ややしやごに当たる十八歳未満の遺族に参列いただくなど、平和の尊さの次世代への継承に取り組んでおります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 全県的な保育料の無償化に向けた取組についてお答えいたします。

保育料の無償化については、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の拡充において、県の推奨事業に位置づけることとしており、市町村には、完全無償化をはじめ、二歳児の無償化や第二子以降の無償化、所得制限を設けた上での無償化など、それぞれの地域の実情に応じた取組を検討いただきたいと考えています。

このことから、去る二月十二日に市町村長に対する説明会を開催し、知事から交付金の拡充の趣旨、概要や、新年度から速やかに取り組んでいただきたい旨を説明いたしました。

県といたしましては、今後も市町村としっかりと連携し、さらなる子育て費用の無償化に向けて取組を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 学校給食費無償化等子育て支援市町村

交付金の拡充について、保育料の無償化を既に実現している市町村は交付金を活用できるのかについてお答えいたします。

保育料の無償化を既に実現している市町村においても拡充分の交付金は活用できますので、さらなる子育て費用の無償化に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） サウディング型市場調査結果の概要についてお答えいたします。

サウディング型市場調査は、ボールパークの整備内容やPPP/FI手法による整備等について、民間事業者から意見を聴取し、ボールパーク整備基本計画に反映させることを目的に行ったものです。

昨年十一月から十二月にかけて、設計、建設を主とする企業十三者、運営、維持管理、事業マネジメント等を主とする企業九者の計二十二者を対象に調査を実施しました。

その結果、冬季を見据えた動線の検討や回遊性が重要である、設計段階から運営者の意見を反映することが望ましい、ボールパーク複合施設と民間収益施設を誘致するエリアを分離することで、事業リスクの分散や早期供用が必要な施設の優先整備が可能になるといった意見がありました。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県内中小企業の設備投資を通じた収益力向上に向けた県の取組についてお答えします。

県では、今年度、関係機関と連携しながら、設備投資を通じた収益力向上の支援に取り組んできました。

具体的には、県内中小企業が行う新商品、新技術、新サービスの開発や業務プロセスの改善、効率化、生産性向上に資する高効率な設備の導入に対し、21あおもり産業総合支援センターを通じて十三件、約三千八百万円の支援を行いました。

また、生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備の導入に対し、青森県工業会を通じて十二件、約三千四百万円の支援を行っています。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、青森—台北線の今年度の利用状況についてです。

青森—台北線の昨年四月から本年一月末までの利用者数は三万八千六百二十一人で、利用率は八三・八％、利用者数に占める外国人の割合は九二・九％となっています。

次に、青森—台北線の増便により期待される効果と、利用促進に向けた県の取組についてです。

今月二十九日からの青森—台北線の増便は、インバウンドの拡大による観光産業の振興はもとより、海外とのビジネスの拡大による県経済の活性化に大きく寄与するとともに、本県がこれまで以上に世界に開かれ、世界とつながるなど、本県の国際化の推進にも大きく貢献するものと期待しています。

県としては、二〇二六年冬ダイヤ以降も運航便数が維持されるよう、エバー航空などと連携して、本県と台湾の双方において、SNSやテレビなどを活用した路線の認知度向上や両地域の魅力発信、旅行会社への商品造成支援などの利用促進対策に積極的に取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県管理道路における持続可能な除排雪体制の構築について、二点の御質問にお答えいたします。

一点目といたしまして、除雪オペレーターの担い手不足に関する現状と改善に向けた取組についてでございます。

除雪オペレーターは、五十代以上が約六割を占めるなど高齢化が進んでおり、今後深刻な人材不足が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、県では、これまでに複数業者が協力して除排

雪を行う共同企業体方式の契約の導入、国土交通省が運用する除雪機械操作訓練用シミュレーターの利用促進など、除雪オペレーターの負担軽減を図り、担い手不足に対応していくための取組を進めてまいりました。

さらに、来年度から新たに除排雪作業の建設重機を操作するために必要となる資格の取得を支援し、除排雪受託業者の負担も軽減しながら、除雪オペレーターが計画的に増員されていくよう取り組むこととしていきます。

続いて、二点目といたしまして、除排雪業務の効率化、省力化に向けた取組についてお答えいたします。

県では、デジタル技術の活用や産学官連携の取組をより一層強化することで除排雪業務の効率化や省力化につなげていくことを目的とした青森ゆきみちDXの取組を進めています。

具体的には、作業日報等の自動集計を今冬から全管内で導入しているほか、三次元デジタル地図データを活用した除排雪機械の走行支援、降雪エリアの評価・予測モデル構築などを目的とした専門機関との共同研究などに取り組んでいます。

今後、デジタル技術をより一層活用していくことで、除雪オペレーターの担い手確保や除排雪技術の維持などの効果が期待されることであり、持続可能な除排雪体制の構築につなげていきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問五点についてお答えします。

まず、青森県立郷土館整備検討会議から提出された報告書の内容についてです。

県立郷土館整備検討会議では、これからの時代に求められる県立博物館や新たな県立博物館の整備場所候補地について検討し、その結果を報告書として取りまとめたところです。

この報告書では、新たな県立博物館のめざす姿として、「ふるさとをつなぎ未来をつくるミュージアム」を掲げ、青森県の豊かな自然や歴史、文化を、人、地域、博物館などの有機的な連携を図りながら継承することにより、人々の生活に豊かさをもたらすとともに、現代と未来を生きる世代にふるさと青森への愛着と誇りを育む県立博物館を目指すこととされています。

また、めざす姿の実現に向けて、コンセプトや展示、教育普及、収集・保存及び調査・研究の総合博物館が果たすべき四つの役割、新たな県立博物館に対する成果が整理されています。

このほか、整備場所候補地の基本的な考え方として、洪水、土砂災害、津波等の災害リスクが低いこと、県民が日常的に行きやすいこと、県外からの観光客が訪れやすいことが報告されています。

次に、新たな県立博物館の整備内容の検討についてお答えします。

県教育委員会では、令和六年度から令和十年度までを計画期間とする青森県教育振興基本計画において、歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進として、県民、特に子供たちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組を推進することとしております。

この計画の実現に向けて、県立の総合博物館として、郷土の歴史、民俗、産業、自然などに関する資料の保存、展示等の博物館の役割を十分に果たすため、報告書の内容を踏まえながら、令和八年度に予定している新たな県立博物館の基本計画策定の中で整備内容を検討していきます。

次に、県立高等学校における台湾との教育交流の取組についてお答えします。

県教育委員会では、国際教育を通じ、グローバルな視点を持ち、主体的に行動できる将来を担う人材の育成を目的として、台北市政府教育局との教育交流に関する了解覚書を令和三年に締結しました。この覚書に

に基づき、両地域間の学校及び生徒と教員の交流を促進するため、本県及び台北市双方の学校から工業科、農業科、商業科、普通科、中高一貫の五校を選定し、相互訪問交流やオンライン交流等による協働的な探究学習などを行っています。

各校では、交流における学習テーマを定めており、その内容は、SDGsをテーマにした持続可能な開発に関する意見交換や観光ビジネス研究、マーケティング学習に関する市場調査など、産業や文化に関連したものとなっています。

一例として、弘前工業高等学校では、「工業高校の特色を活かした地域・社会貢献はどうか」をテーマとし、台北市立大安高級工業職業学校と交流を行いました。両校は、防災に関わる工業技術について、事前にオンラインを活用して情報や意見の交換を行い、台湾を訪れた際、電線接続など災害発生時に特に必要とされる工業の授業体験等を行いました。

次に、台北市政府教育局との了解覚書の改定内容を踏まえた今後の取組についてお答えします。

県教育委員会と台北市政府教育局との了解覚書は、締結後、二年ごとに更新することとしており、今年度更新を行ったところです。

今回の更新では、これまで学科ごとに行ってきた交流を、学科を超えて実施できるようにするとともに、本県の締結校が台北市の学校を受け入れる際、近隣の県立高等学校への訪問が可能となるように改定を行いました。

これにより、教育交流が幅広い範囲で行われることとなり、両地域における教科横断的な学びによる探究学習の深化や新たな連携先の創出などの成果が期待されます。

次に、近代の戦争に関する遺構を保存、継承していくための取組についてお答えします。

県教育委員会では、文化財保護の観点から、平成十年度、平成十一年

度の二か年で、江戸時代末期から第二次大戦終結の頃までに本県の近代化に大きな役割を果たした構築物について調査しており、その調査結果には、近代の戦争に関する遺構が含まれています。

近代の戦争に関する遺構を文化財として保存、継承するためには、その遺構のある地元の理解や協力等が不可欠であり、まずは所在する市町村が保護する意向を示していることが重要であると考えます。

県教育委員会としましては、近代の戦争に関する遺構の文化財としての保存、継承について、関係する市町村の意向を踏まえながら対応を検討していきたいと考えています。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） 丁寧な答弁をいただきまして、先に再質問のところからいきいたいと思います。

一つは県立郷土館についてということですが質問してまいりたいと思います。

今、話を聞きますと、これからこの報告書を基にして場所を選定し、そして、いよいよ整備計画という形になってくると思うんですが、もう一点、議会で取り上げられてきたものには、旧青森銀行本店部分という今の建物の活用をどうしていくのかという話がありました。これは、私も会議の会議録をよく見ていくと、なかなか出てこない論点だったなと思っております。ここについて、今、県の教育委員会等ではどのように進めていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立郷土館整備検討会議において、国の登録有形文化財である県立郷土館の建物の一部について、引き続き保存、継承していくことが重要であるため、今後の保存、継承については、他の事例を参考に検討を進めていくことが必要であると報告されました。

県教育委員会としましては、検討会議からの報告を踏まえながら、当該文化財の保存、継承について検討を進めていきたいと考えています。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） 「検討」という言葉がたくさん出てきたんですが、大事なのはこれをどう活用していくかということでありますので、検討ではなくて、こういうことをやっていくんだということをしなくてはタイミングでは出していただけだろうと思いますので、せっかく文化財として保存されている場所が生かされるような形で活用していただきたいなと思っております。

もう一点は、戦争に関する歴史的事実の部分でありまして、戦争遺構の話は分かりました。

そうすると、もう一点、お伺いしたい点があります。平成十年度、平成十一年度に調査が行われてきたということですが、近現代に関わる戦争遺構については、調査した結果、どれぐらいの数があるのかということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 調査報告書には、日本の近代化の流れと本県の近代化を分析し、歴史的観点から最も重要な役割を果たしたものと、意匠、構造、材料等が本県の近代化を象徴するもの等を文化的価値が高い史料として掲載しており、八件が含まれております。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） 今のは大切な部分だと思っておりますが、実数としてどれぐらいの数があるのかという話でありました。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 掲載している戦争に関する施設は、旧弘前偕行社ほか、調査報告書に掲載している全件数は約八十件ございます。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） 今の話でいくと八十件ほどであると。これは平成十年度、平成十一年度でありますから、それからもう二十年以上たっているわけで、本当に雨風にさらされながら、どんどん朽ちていくとい

うのが現状だと思われれます。

これは市町村の意向を踏まえてという話がありましたが、この間、弘前大学の北日本考古学研究センターの上條先生とも意見交換をさせていただきましたと、確かに北東北でも同様の課題を抱えているというんです。全国的にも同じような課題を抱えているんですが、ただ、青森県は、やっぱり当時、ロシアの脅威であるとか、様々なものにあつては北の防人のような存在であり、北方警備から何からという点では他の都道府県とも事情が違うぐらい、戦争遺構になっているものの数としては他県にも勝っている状況だと思っております。ですので、そういう専門家の先生方も言うのは、やはり実態も含めてちゃんと調査をしたなら、これからどう保存していくのかというのを専門家の人を含めて、先んじて手打つていくべきではないかと感じております。それが全国にとつていい影響にもなりますし、先ほど言いました平和教育とは何かというと、正しい事実を知っていくことであるということを言われておりました。

今の若い人たちは——私も戦争を知らない。私の祖父は戦争に行きましたけれども、戦争の話は一切されませんでした。当時なぜかと私は思つたんですが、上條先生が言われるのは、戦争というのは、とても人には伝えられないほど、あの中では大変なことが起こっていると。それを孫には伝えにくいというのが当事者の声ではないかという話がありました。逆に今の若い人たちは、これはいいことだ、悪いことだと冷静に判断することができている状態になっている。だからこそ、今、平和教育を充実させていくために戦争遺構を残していくべきなんじゃないかという話がありました。そのとおりだなと思っておりますので、今こそ戦後八十年という日数がたつてしまっておりますけれども、これらのことを県が主導して、保存、そして活用をしていっていただきたいということ、これは要望に代えさせていただきます。

あと、併せて要望とさせていただきますが、あおもり国スポ・障スポの話でありまして、今年、本当にそういう意味では、ちょうど冬季オリ

ンピックも重なりまして、今、WBCで日本代表の野球もやっている。この一年間、よく考えると、私たちにとしてはスポーツというものと向き合う時間が本当に長いなと思っております、それを見て憧れる子供たちもたくさんいれば、スポーツをやってみようと思う子供たちもたくさん増えるんじゃないかなと思っております、やっぱりスポーツという切り口は、先ほど知事からも答弁があったとおり、本当に大事な切り口だと思えます。

私はスポーツコミッションという形にこだわるんですが、それはなぜかという、職員の方々が、例えばプロスポーツを誘致するというと、今も一生懸命頑張ってキャンプの誘致で走り回ってくださっています。ただ、どうしても異動というものがあって、そうすると、異動して、次に新しい職員さんが入ってきた際には継続はなかなかできないという部分も確かに存在していると。だから、やっぱり組織として、この辺はスポーツコミッションというところでノウハウを蓄積させながら、官民の連携した形を私はつくっていくべきじゃないかなということ強く感じておりました。なので、今年、本当にスポーツが盛り上がるとうとする青森県にとって、そういうことを打ち出していくには最良のチャンスではないかなと思っておりますので、これはぜひ知事を含めまして、知事部局の皆様を検討していただきたいなと思っております。

最後に、フュージョンエネルギーでございます。

新たな基本的な取組ということで説明がありました。まさかこのタイミングでフュージョンエネルギー——この間、「ReHacQリーハック」の動画で知事とリーダーのひろゆきさんも激論を交わしておりましたが、大事なものは、できるかできないかというよりも、その旗をどう振っていくかというリーダーシップだと思っております。もちろん、これは手を挙げてやるということですからやっていかなきゃいけない、私はその応援団の一人だと思っておりますが、もう一つは、今は本当に時代の変化が速い。そして、気象状況も予期せぬことが様々起こると。

そのときに大事なものは、それでもぶれない知事の姿勢だと思っておりますので、ぜひこのフュージョンエネルギー、先は長いんですが、これからこの一つの起爆剤を中心にして、青森県というのが本当に面白いなと、未来があるなと思われるように新年度もしていっていただきたいと思っております、要望に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き開会いたします。

一般質問を続行いたします。

二十四番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 日本共産党の吉俣洋です。

一つの引用から始めます。「民衆を受け身で従順にする賢い方法は、議論の範囲を厳しく制限し、その中で活気ある議論を奨励することだ」。ノーム・チョムスキーの言葉です。昨年度、党派議団の調査で訪れた教育学者鈴木大裕さんから教えてもらいました。議論の枠組みそのものを問う大切さを述べたのですが、総選挙結果を見る際にも大事な視点だと思っております。

一つは、選挙結果を議席数だけに狭めず、得票数にも視野を広げてみることです。議席数で見ると、自民党は単独で三分の二を超えましたが、得票数は比例で三六・七％です。小選挙区は占有率が八五・八％に上りますが、得票率は四九・一％です。第一党であることは間違いありませんが、議席数からイメージするほどの圧倒的多数の信任だったわけではないことが分かります。

もう一つは、選挙で問われた中身です。私たちの周りでも高市首相が何かやってくれそうだという声が聞かれました。問題は、その何かが何

なのかということです。それを首相は語らず、議論の範囲を狭めたまま選挙が終わりました。経済、外交、憲法など、具体的な課題について国民は白紙委任を与えていません。今後、高市内閣が行う政策の一步一歩が問われてくると思います。

日本共産党は大きく後退しました。教訓を酌み取って次に生かしたいと思います。憲法をど真ん中に据えた共同を広げて頑張り抜く決意を述べ、通告に沿って一般質問を行います。

本県経済の重要な柱である二つの産業、ホタテとリンゴについて質問します。

まず、陸奥湾養殖ホタテガイの生産振興についてお聞きます。

ホタテ養殖の危機が進行中です。生きている貝はない、ほぼ全滅だという声が寄せられ、文字どおり壊滅的状况です。

まず、その実態について聞きます。令和七年十一月に実施した秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果の概要について伺います。

私は、十二月、北海道の水産研究機関が札幌市で開催した水産海洋研究集会に参加しました。北海道と青森、岩手からホタテ養殖の現状と課題について報告がありましたが、各海域で気候変動の影響からホタテ養殖を守るための真摯な探求が行われていることを感じました。研究機関による研究成果を生かしつつ、陸奥湾域の地域経済を守る緊急かつ大規模な政策動員が必要です。

一つは、陸奥湾ホタテ養殖を持続可能な産業にするためにホタテの再生産を支えることです。この間、県は、高水温耐性のあるホタテの開発や養殖技術の更新、親貝確保、採苗への支援、海域調整などに取り組んでいます。その一つ一つが実るように願ひ、今日は餌不足対策、餌料環境の改善に絞って質問します。

注目しているのが残渣です。これを有用物と見て海に返せるようにすることで、餌料環境改善にも漁業者の作業効率化にも役立つと考え、六月の一般質問で要望しました。

そこで、陸奥湾の餌料環境改善に向けた今後の県の取組について伺います。

もう一点、加工業者をはじめとする関連会社を支えることです。原材料がホタテである以上、ホタテがなければ仕事できません。工場を休んで対応している間の雇用への影響も懸念されます。

そこで、ホタテ加工業者等への資金繰り支援について、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

県は、二〇二四年十一月、ホタテガイ総合戦略を発表し、二〇三四年度までに関連産業を含めて三百億円産業にするとしました。しかし、今振り返ってみると、この総合戦略が出されたまさにそのとき、海の下では高水温と餌不足による稚貝のへい死が進行していたわけです。この戦略の見直しは必要ですし、知事も言及されています。

そこで、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の見直しの必要性について伺います。

今後のホタテ産業の振興を考えたとき、漁業者が今の苦境を乗り越えられるよう、生活支援が不可欠です。また、今、北海道からの稚貝の移入やホタテ以外の養殖の探求など、従来の枠を超えた取組が始まっています。生活支援とともに当事者の判断を最大限尊重して、それを後押しする役割を県が果たすように要望します。

次に、リンゴの雪害対策について伺います。

二月十六日、我が党の岩渕友参議院議員と共に、浪岡のリンゴ園地を視察するとともに、安藤議員も一緒にりんご協会を訪れ、お話を聞いてきました。昨シーズンに取り組んだ支援を今シーズンも着実に届けることが大事だと感じました。同時に寄せられたのは、雪害被害からの回復は一年、二年でできるわけではないという声です。息の長い支援が必要です。

そこで、雪害復旧に向けたリンゴ苗木の確保について、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

お話を伺ったリング農家は、リング畑以前に自宅の雪で精いっぱいだったと語っていました。豪雪という災害の中、市民生活に甚大な影響が及んでいます。

その中で改めて感じたのが、統合新病院の整備場所の妥当性です。道路の除排雪については建設危機管理委員会でも質問してきましたので、この場では統合新病院の整備について質問します。

青森市内各地で大渋滞が起きました。統合新病院の整備場所に向かう道路もひどく、環状線も観光通りも中央大橋の通りも大渋滞となりました。今回、県がセントラルパークを雪置場として開放したことはとても大事な措置でしたが、そうであるだけに、統合新病院建設に伴うサンドーム移転で今後それが不可能になってしまうことの重大性を感じます。

整備場所に伴う課題三点を質問します。

一つ、地元住民の丁寧な合意形成が必要です。統合新病院の整備に関する住民の懸念に対して、県はどのように取り組むのか伺います。

二つ、スケート場の移転を伴うことです。新スケート場のオープンが二〇三一年冬とされる一方、現在のスケート場は来シーズンで閉鎖されます。つまり、青森市内のスケート場は五年間空白が生まれます。

アイスホッケーの愛好家の方からお話を伺いました。五年といえば、小学校低学年が中学生に、高学年が高校生になるほどの期間。青森市から世界に羽ばたこうとしているジュニア世代がいる中で、それだけの期間の空白をつくることをどう考えているのかという声です。病院建設という都合によって、いわば押し出されるような形でスケート場に長期の休止期間が生じることを真剣に受け止めなければなりません。

そこで質問します。

県営スケート場の移転整備に当たっては、可能な限りスケート場を利用できない期間を短縮すべきと考えます。新施設の供用開始時期についての県の考えを伺います。

三つ、若葉養護学校についてです。県病の移転に伴って若葉養護学校をどうするのが決まっています。昨年二月の全員協議会の際に教育長は、移転の必要性も含めて幅広く検討を行っているところだと答弁されました。その後、どうなったのかお聞きます。

県立青森若葉養護学校について、統合新病院周辺への移転が必要だと考えます。どのように対応するのか伺います。

もう一点、病床数について質問します。昨年末、新病院の病床数を七百床にすることが発表されました。基本計画では七百五十床だったものを五十床削るというわけです。そもそも、最初に統合新病院という形を決めたあり方検討協議会では、両病院で実際に稼働している病床数をイメージにと、八百から九百前後とされていました。その後、基本的事項の見直しという形で七百五十床とされ、それが基本計画にも反映されていました。今回、人口減少や患者見込数を考えて再算定して病床数を減らしたと説明されていますが、それは七百五十床に減らしたときも言っていたはずですよ。

そこで、基本計画で定めた病床数を減らす理由について伺います。

質問を続けます。排外主義がばつこする最近の政治状況は大変危惧しています。この点で昨年七月、全国知事会が青森宣言で排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すとした意味は極めて大きいと考えます。さらに、知事が、そこに込めた思いを聞いた安藤議員の質問に対し、排他主義、排外主義というのは、必ず自分自身に返ってくるものだと思っていると答えたことも大変大事だと感じました。

私は、排他主義、排外主義とは、彼と私の間に勝手な線引きをし、その線の向こう側を攻撃、排斥する思想だと考えます。この線引きの基準が主観的であるため、誰がいつ、その線の向こう側に追いやられるかわからない。知事の言葉をこういう意味で捉えました。

例えば、今回の衆院選では、SNS上で自民党の閣僚経験者に対してまで中国のスパイだとレッテルを貼る発信が散見されました。勝手な線

引きがまかり通るそのさまは異様ですが、それに一部の政治家が乗っかる姿はいびつです。民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていくという青森宣言の立場を私も共有します。

では、排他主義、排外主義を乗り越えるために何が必要か。青森宣言の提起を私なりに受け止め、チョムスキーに学んで広い視野で捉え、私なりの探求の一つとして、続く質問の幾つかを四つの分野に整理して行いたいと思います。

まず、多文化共生についてです。

二〇二四年三月に県が策定した多文化共生推進プランでは、外国人住民が増加するという状況を受け、一方では、地域社会の構成員として共に生きていくこと、他方では、その状況を地域活性化の力にすること、私たちの重要なパートナーとして積極的に包摂していく姿勢が必要と述べており、とても大事な指摘として読みました。国際人権規約や人種差別撤廃条約、ヘイトスピーチ解消法に言及していることにも注目しました。こうした視点をどう実行するかが問われています。

そこでまず、県は、多文化共生社会の実現に向けて、青森県多文化共生推進プランに基づき、どのように取り組んでいるのか伺います。

具体的な課題として、外国人労働者の受入れに関して質問します。

私は、今の外国人政策の一番の課題は、人権保障をどう貫くかにあると考えます。外国人労働者を安価な労働力として使い捨てにし、言葉の壁などに付け込んで自由を奪うなどの事態が起きているからです。根本解決のためには国の政策変更が必要ですが、使用者側の対応も課題となります。

本県では、外国人人材雇用サポートデスクを設置し、使用者側の相談に乗る体制が始まっています。外国人労働者の人権を尊重し、人間らしい営みが可能な労働環境にするための役割を求めて、二点質問します。

まず、青森県外国人材雇用サポートデスクへの相談件数と相談内容を

伺います。

次に、青森県外国人材雇用サポートデスクでは、外国人材の定着に向けて、どのようなサポートをしているのか伺います。

排他主義、排外主義を乗り越えるために二つ目に考えたいのは、インクルーシブの推進です。

排外主義が行う線引きが障がいのあるなしに及ぶことは容易に考えられます。かつてナチス・ドイツは、障がい者を最も優れたドイツ民族の血を汚し、金ばかりかかる価値のない命と決めつけ、二十万人以上の命を奪いました。日本でも戦前、障がい者に米食い虫と罵声が浴びせられる時代がありました。お国のために役に立つかどうかという線引きがあったからです。戦後、この線引きは消え、障がいのあるなしにかかわらず、全ての個人の尊厳に最大の価値を置く世の中になりました。私は、これは歴史の強大な進歩だったと考えます。この変化の中で、包摂（インクルーシブ）を要諦とする障がい福祉が発展します。今日は、本県での包摂社会推進の一つとして、医療的ケア児の支援について、三つの分野で質問します。

まず、県立特別支援学校における医療的ケア児の通学支援についてです。

私は、一昨年九月の一般質問で、この課題の重要性和緊急性の認識を聞きました。その後、試行的事業が始まり、来年度予算案では必要な子供全てに拡充するというところで本当にうれしく思っています。

先日、この事業の様子をレポートするテレビ報道がありました。一人の送迎を実現するために十二人が打合せをして挑むという苦労も描いた上で、「やっとこうやって送り出せたなという気持ち」とお母さんの声を紹介していました。「やっと」という言葉に重みを感じます。課題は少なくありません。しかし、こうして始まった一歩を次の二歩、三歩につなげてほしいと思います。

そこで、二点伺います。

最初に、医療的ケア児通学支援事業の実施状況と課題について伺います。

次に、今年度の課題を踏まえ、次年度以降どのように取り組んでいくのか伺います。

第二に、医療的ケア児やその家族に対する在宅生活支援について伺います。レスパイトについてです。

この間、医療型短期入所の開設促進を図る県の努力があり、受入れ箇所が増えていることは大きな前進です。その中で新たな課題となっているのが病院と在宅のレスパイトだと思います。病院でのレスパイトのネットワークになっているのは報酬単価だと思いますが、三沢市などでは独自の支援を行っているそうです。こうした努力からも学ぶ必要があります。そこで、医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所事業を増やすために、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

在宅レスパイトについても検討の余地があると思っています。例えば訪問看護の時間延長によって在宅レスパイトを実施するという道もあると思います。ただ、その際、ネックとなるのが対応する訪問看護事業所の少なさでしょう。これは通学支援の拡充にとっても共通の課題だと思います。

そこで、医療的ケア児を受け入れる訪問看護事業所を増やしていくことが重要と考えます。県の取組について伺います。

第三の角度として問いたいのは市町村の取組です。実際に医療的ケア児一人一人に手が届く支援をするためには市町村の努力が不可欠です。しかし、現実には様々な課題で市町村間に差があることも感じてきました。

そこで、市町村における医療的ケア児支援の取組を促進するため、県はどのような取組を行っているのか伺います。

次に進みます。教育の役割について考えてみたいと思います。

多文化共生推進プランでも教育分野の課題に多くのページが割かれ

ていますし、私は、排外主義といじめは図式が似ていると思っていますので、学校教育の中でいじめを根絶することも排外主義を許さない土壌となると考えます。

ただ、ここで考えたいのは、もう少し根底的な教育の力と可能性です。それに気づかせてくれたのが北斗高校の生徒さんたちでした。

昨年十月、北斗高校のメンバーがフィンランドを訪れ、同国の教育政策を学んできています。その報告会があり、参加してきました。発表した四人は全員、中学生時代は不登校だったそうです。そのときの経験を聞いて驚いたのは、当時の自分の感情を異物感と表現していたことです。周りと違うかもしれない部分がある、そこを異物と感じ、自己肯定感が損なわれてしまう。それほどまでに彼女らを追い詰めたものは一体何だったのか、クラスのみんなが優しくければ優しいほど自分が異物であることを感じたと言った生徒もいました。このメンバーがフィンランドの教育に触れて何を考えたのか、私なりに理解したこととして、三つに整理して紹介します。

一つは、周りと違っていていい、それは悪いことではなく、当たり前のことだということです。性別や出自の違いはもちろん、性格、学力、年齢などの違いによって人としての尊厳は損なわれない。そんな在り方に触れ、みんなも私も大事な一人とつかんだんだと思います。

二つは、一人一人の選択を学校も国も分厚くサポートしていることです。進学、進路の選択は自分が責任を持つ。だけれども、その選択に至るあらゆるサポートを充実させる。自立とサポートが両立している様子が語られました。若者の政治意識の高さにも驚いたそうです。

この二点は、教育基本法第一条が掲げる目的、人格の完成を目指すこと、社会の形成者となることにそれぞれ符合します。つまり、教育本来の在り方がここにあると思いました。

もう一つは、学校が安心できる空間になっていることです。先生やスタッフが充実している上、リラックスしている。職員室にはソファア

あつて、誰でもウエルカムで、しかもつまじやなくて、コーヒーを飲みながら、生徒と共に学校のこと、友達のこと、何でも語り合える場所になっていると報告されていました。

冒頭に紹介した鈴木大裕さんは、公教育の再生のためには、私の子供から私たちの子供に発想を変えることが必要だと書いていますが、北斗高校のメンバーが安心できる空間と表現したのは、まさにそうした姿だと思います。考えてみれば、子供たち一人一人が持っている可能性に光を当て、それを伸ばすプロセスを何よりも大切にするとところにこそ、教育本来の営みがあります。ここに排外主義が得意とする線引きが立ち入る隙間はありません。フィンランドの報告をした北斗高校の生徒たちから学び、本県の教育課題について幾つか質問します。

高校生海外フィールドワークチャレンジについてお聞きします。

北斗高校の生徒がフィンランドに行くことができたのも、この事業によつてでした。海外で新たな知見を得て、本人たちも本県全体にも新たな活力を呼び起こすことを期待します。

まず、本事業の取組状況について伺います。

次に、海外体験を経た高校生の変化とそれに対する県の受け止めについて伺います。

続けて、教育体制について二点質問します。

まず、公立学校における臨時講師の給料についてです。

教育体制の充実のためには、教員が安心して働ける環境が不可欠です。この点で今、大きな課題になっているのは、不安定雇用であるにもかかわらず、学校現場を支える大事な役割を担っている臨時講師の待遇です。

臨時講師の職務の級を教育職給料表の二級にすることを検討すべきと考えます。県教育委員会の見解を伺います。

次に、教職員の人事評価制度について質問します。

人事評価は、何らかの結果にコミットして評価を下すシステムです

が、それが何よりもプロセスを大切にすることはずの教育現場にふさわしいのか疑問です。ましてや、その給与反映は教師集団に分断を持ち込むおそれがあります。

そこで、人事評価の給与反映は教職員になじまないと考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

排他主義、排外主義を乗り越えるための最後の角度として、文化政策について考えてみたいと思います。その大切さを気づかせてくれたのが、青森県立美術館の館長に就任された平田オリザさんの最新の著書です。同書では、文化による社会包摂が提言されています。今、欧米では社会包摂がポピュリズムや極右の台頭と闘うためのある種の防衛的な政策になっているとした上で、虚構への共感によつて共同体の力を強め、他者を排除するのではなく、逆に芸術の力で他者への想像力を育む営みが必要だと呼びかけています。とても大事な指摘だと思います。

ここで言われている文化とは幅広い領域を指しますが、今日は本県の文化政策において要になるであろう青森県立郷土館の整備について質問します。

今年二月、検討会議報告書が提出されました。見る・知るだけでなく、体感する・活動する・発信するも位置づけられています。デジタルを活用した博物館が全国で広がっていますが、この報告書でもライブ感、没入感のある展示が提起されており、期待したいと思います。

郷土館については、どこにつくるかが注目されていますし、それ自体は大事な課題ですが、何より、何をつくるかが問われなければなりません。国の登録有形文化財である一部建物の保存、継承も大事な課題です。そこで、一点、青森県立郷土館整備検討会議から提出された報告書を受けて、県教育委員会では、新たな県立博物館の整備に向けて、今後どのように進めていくのか伺います。

残る時間で三つの課題について質問します。一つは、災害時対応に関わって二つ質問します。

まず、災害時における福祉支援体制についてです。

昨年十二月、党県議団で長野県に行き、県社会福祉協議会から話を聞きました。災害時の医療的ケア児と給電機能を持つ車両とのマッチング体制を学ぶことを目的としていましたが、調査を通じて災害時を想定した平時からの福祉支援体制の構築の大切さを感じました。

昨年五月、災害対策基本法等の改正により、災害法制に初めて福祉が明文化されました。災害支援において福祉が重要な要素と位置づけられた意味は大きく、この新たな枠組みを生かして実効性のある支援体制を構築することが求められます。

本県では、災害福祉支援チーム（DWAT）が確立していますが、災害福祉支援センターは未設置です。平時からの災害福祉支援体制を充実させることを願い、三点質問します。

第一に、災害福祉支援チームの概要について伺います。

第二に、昨年十二月の青森県東方沖地震発生時において、青森DWATの派遣について、県はどのように対応したのか伺います。

第三に、都道府県社会福祉協議会が設置する災害福祉支援センターについて、本県の状況を伺います。

災害対応に関わってもう一点、災害時のペットの同伴避難対策について伺います。

昨年十二月八日の青森県東方沖地震の翌日、八戸市を訪れ、田端議員らと共に、避難所などで話を聞きました。その際、どこにでもペットを連れて避難した人がおり、御本人や他の避難者への配慮をしながら、現場判断で丁寧な対応がされていたことを知りました。率直に言っても、私は、ペット同行避難は動物愛護の範囲で考えるにとどまっていますが、改めて八戸市の努力を知り、ペットと共に避難する選択肢をつくるのが避難する方のメンタルを限りなくプラスにする人間の命を守る課題であることを学びました。

そこで、二点質問します。

一つ、ペットの同伴避難が可能な避難所の設置に向けた県の取組を伺います。

二つ、今後、県は同伴避難のさらなる普及啓発にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、原子力・核燃料サイクル政策について三点質問します。

第一に、リサイクル燃料備蓄センターの事業者間連携についてです。共同利用については、立地協定時に明確に否定されていました。そもそも、立地協定自体が東京電力と日本原電の使用済燃料を再処理するまでの間、一時貯蔵する施設として立地が承認されています。もとより中間貯蔵施設の利用が二社のみならいいという話ではありませんが、二社以外の使用済核燃料の搬入は、電力会社自身の言明から考えても、立地協定から考えても認められません。

そこで質問します。

去る十二月十九日に事業者から説明のあったリサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料搬入・搬出計画に係る事業者間連携について、県の認識を伺います。

第二に、特定放射性廃棄物の最終処分開始時期についてです。

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設について、この間、政府が平成四十年代後半を目途とした最終処分計画の立場を放棄していないことが分かりました。平成四十年代とは二〇二八年から十年間です。後半とは二〇三〇年代後半と考えられます。つまり、あと十年ほどで最終処分場が開始されるというわけです。しかし、その実現可能性に説得力はありません。

そこで質問します。

昨年十二月十六日、政府が目指している最終処分開始時期に関する当時の山崎誠衆議院議員の質問主意書に対して、最終処分計画において平成四十年代後半を目途に最終処分を開始するものとするとして示しているとおりであるとの政府答弁が示されましたが、県は実現可能と考えてい

るのか伺います。

第三に、廃炉廃棄物の埋設施設についてお聞きます。

原発は今後、廃炉の時代を迎えます。その際、中深度処分を行う埋設施設が必要なL1廃棄物が発生します。その行き先はまだ決まっていますが、電事連が核燃サイクルの受入れを本県に求めた昭和五十九年（一九八四年）当時、六ヶ所村に持ち込むことは当然のこととして語られていました。そして、県が策定している原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画には、解体廃棄物の埋設施設の建設を予定していると考えられています。率直に読むと、本県に新たな核のごみ、L1廃棄物を持ち込み、埋設施設をつくる予定なんだろうなと思ってしまいます。

そこで質問します。

平成十五年四月に、知事が作成の上、内閣総理大臣が原子力立地会議の審議を経て決定した青森県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画には、原子力発電所の解体に伴い発生する放射性廃棄物等比較的放射能レベルの高い低レベル放射性廃棄物の次期埋設施設についても建設を予定しているとの記載がありますが、見解を伺います。

最後に、米軍人等による刑法犯について質問します。

私は、昨年七月、建設危機管理委員会で、米軍人、軍属らの本県での刑法犯の検挙数を聞きました。平成二十七年から十年間に防衛省から県に通知されたのは三人というのが答弁でした。ところが、当時の衆議院議員赤嶺政賢さんから情報提供を受けた警察庁の資料では、同じ期間、本県での米軍人らの刑法犯検挙件数は二桁を超えています。米軍人らが刑法違反で検挙されても、県に、そして県民に伝わらないというのであれば、それは一昨年の性犯罪事案と同じ構図となります。私はその場で警察庁からの資料提供を受けて事実を把握するべきだと求めましたが、受け入れられませんでした。

そこで、県警察にお聞きます。

平成二十七年以降、米軍人等による刑法犯罪検挙数について伺いま

す。

また、平成二十七年以降の米軍人等を検挙した際の刑法犯の犯罪通報回数及び県警察での公表件数、通報基準及び公表基準について伺います。

米軍人らによる事件、事故を警察当局は認知しているのに当該自治体に伝わらない仕組みが続いているのなら、それは変えなければなりません。

提案があります。自治体、米軍、県警察など関係者が一堂に会し、地域の安全・安心のために情報交換と交流を図る連絡会の設置を求めます。

米軍のXバンドレーダーが設置されている京都府京丹後市では、米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会をつくっています。事務局は防衛省です。米軍も参加して定期的に情報交換を行っています。設置十年に当たっての市長メッセージには、重大な事件・事故情報の自治体への直接提供、交通事故での原則開示ルールなどを米軍や防衛省と合意したことが書かれていました。日本で第一級の安全・安心のまちづくりを目指すというこの連絡会をモデルに、本県でも新たな連絡協議会を立ち上げるべきと考えます。

そこで質問します。

米軍人等による事件・事故防止のため、関係機関による連絡会を設置すべきと考えます。県の見解を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下 宗一郎） 吉俣議員にお答えいたします。

私からは、まず、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の見直しの必要性についてお答えいたします。

県では、陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産と成長産業化の実現に向け、令和六年十月に策定した陸奥湾ホタテガイ総合戦略等に基づき、生

産高度化等に向けた取組を進めるとともに、稚貝や親貝の確保のために必要な対策を講じてきたところであります。

一方で、昨年は、これまで経験のない高水温が長期間続くなど、戦略の策定をしてからの二年間でも海洋環境が大きく変化していることから、高水温を前提として戦略を見直すことが必要と考えております。

先般開催した産学官連携による陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会において、今後の方向性の検討を開始し、さらに複数回にわたって議論を深めていくこととしており、ここでの検討結果やこれまでの対策の効果などを踏まえ、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の見直しを進めてまいります。

続きまして、雪害復旧に向けたリンゴ苗木の確保について、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、雪害からの復旧のための苗木確保に向け、青森県りんご協会をはじめとする関係団体や苗木業者と連携しながら、短期的な視点と中長期的な視点に立ち、取組を進めております。

具体的には、短期的対策として、県内苗木業者が緊急的に行う苗木の増産を支援し、生産者が必要とする苗木本数を確保いたします。

また、中長期的対策として、生産者自らが行う苗木生産の技術や被災した樹体からの早期収穫を目的とした接ぎ木方法等に関する研修会を開催するほか、関係団体等と連携した計画的な生産体制の構築などに取組み、産地一体となってリンゴ苗木を確保していきます。

続きまして、統合新病院の整備に関する住民の懸念に対して、県はどのように取り組むのかについてお答えいたします。

統合新病院の整備に当たっては、パブリックコメントや住民懇談会などのほか、私自身も浜田地区の皆さんとの広聴会、「＃あおばな」において、直接御意見、御要望を伺いながら検討を進めてまいりました。

現在、作業を進めている基本設計では、これまでいただいた御意見を踏まえ、建物の配置は周辺住宅からの距離を確保すること、ドクターヘ

リは周辺住宅の上空を避けて飛行すること、渋滞対策として、来院者は国道七号環状線側からもアクセスできるようにすることなど、周辺環境への影響を最小化しながら取り組んでいるところであります。

今後も事業の進捗に応じ、住民懇談会等の機会を設けるなど、地域の皆様の御理解を得ながら、統合新病院の整備を進めてまいります。

続きまして、医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所事業所を増やすため、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、医療的ケア児とその御家族の在宅生活を支援するため、医療型短期入所施設の開設支援に取り組んでおり、本年三月一日現在の事業所数は十二か所と、令和五年三月一日時点の四か所から八か所増加しております。

来年度は、新たに幼少かつ重度の医療的ケア児の受入れを推進するため、総合病院において、実際に受け入れるためのモデル体制整備を行い、受入れ時の課題等を整理し、解決策について検討することとしております。

これにより、医療的ケア児を幅広く受け入れられる医療型短期入所事業所を増やすとともに、事業所が提供するサービスの質の向上につなげてまいります。

次に、医療的ケア児を受け入れる訪問看護事業所を増やしていくための県の取組についてお答えいたします。

県では、訪問看護事業所における医療的ケア児の受入れを促進するため、既に受入れ実績のある事業所と連携し、新たに受入れを希望する事業所への伴走支援を行っています。

これにより、令和七年十月現在の受入れ可能事業所数は五十二か所と、令和五年十月時点の三十一か所から二十一か所増加しております。次に、市町村における医療的ケア児支援の取組を推進するため、県はどのように取組を行っているのかについてお答えいたします。

県では、医療的ケア児の適切な支援を推進する上で、市町村を中心とした保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野との連携体制の整備が重要であると考えております。

このため、毎年度、市町村職員等を対象とした医療的ケア児支援に係る研修を実施するとともに、県が設置する小児在宅支援センター及び各圏域アドバイザーが連携、協働し、市町村に対して支援を行っております。

続きまして、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料搬入・搬出計画に係る事業者間連携に対する認識についてお答えいたします。

リサイクル燃料備蓄センターに係る事業者連携については、立地協定では想定されていないものと認識しております。

報告時には、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社に対して、そもそも当初計画の五千トンに達しない蓋然性が高いと判断した理由及び五千トンを達成する必要があるとの考えに至った理由について、我々がしっかりと理解できる説明を求めたところ、後日、回答とともに相談に來たいとのことでありました。まずは、その説明がなければ、県として議論の俎上に上らないものと考えております。

また、中間貯蔵された使用済燃料の搬出先である六ヶ所再処理工場について、現在、設工認審査における事業者の説明の最中であります。そのような中、立地協定等で想定されない話をされても、県としては検討する状況にないと考えております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 初めに、統合新病院の病床数についてお答えいたします。

統合新病院の一般病床数については、整備時期を見据え、県立中央病院と青森市民病院の患者見込数や人口減少等を踏まえて算定しています。

この算定に当たり、基本計画策定時は、新型コロナウイルス感染症流行期に入院患者数が減少したことを踏まえ、流行期前の平成二十九年度から令和元年度までの三年間の入院患者数を基に算出しました。しかし、感染症の収束後も入院患者数が戻っていない状況にあることから、基本計画における考え方と算出方法を維持した上で、平成二十九年度から令和六年度までの八年間の入院患者数を基に改めて算定し、現状を踏まえた適正規模としたものです。

次に、多文化共生についての御質問のうち、外国人材雇用サポートデスクへの相談件数等についてお答えいたします。

青森県外国人材雇用サポートデスクにおける相談件数は、昨年十月の開設から二月末までの五か月間で、延べ四十七件となっています。

そのうち、四十四件が現段階で外国人を雇用していない事業者からのもので、相談内容は、外国人材の雇用に関する制度全般についての相談が二十件、採用手続の詳細に関する相談が八件、セミナーへの講師派遣依頼が十件などとなっています。

最後に、外国人材雇用サポートデスクにおける人材の定着に向けたサポートについてお答えいたします。

外国人材の定着に向けては、受け入れる事業者側の意識や職場環境も重要です。

このため、サポートデスクでは、文化の違いに対する職場内の理解促進や言語の壁を踏まえたコミュニケーションの取り方等についての助言、定着に成功している取組事例の紹介などにより、県内事業者をサポートしています。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 県営スケート場の新施設の供用開始時期についてお答えいたします。

県では、先般公表したボールパーク整備基本計画案で示したとおり、移転整備する県営スケート場の供用開始については、令和十三年冬

頃を目標としています。

施設整備において、設計や施工には一定の期間が必要ですが、県としては、スケート場を利用できない期間をできるだけ短縮するため、令和十五年春の野球場の供用開始よりも早くオープンする整備スケジュールとしたところであり、利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解いただきたいと考えております。

次に、高校生海外フィールドワークチャレンジの取組状況についてです。

本事業は、県内の高校生等がグローバルに活躍できる人材に育つよう、社会課題の解決や将来の夢などの実現に向けた海外でのフィールドワーク体験を支援するものでございます。

令和七年度は十四校四十四チームから応募があり、審査の上、三校三チーム十三名を選定し、フィンランドで一校、オーストラリアで二校が、それぞれが設定したテーマに基づいてフィールドワークを実施しました。

各チームによるフィールドワーク活動のテーマは、フィンランドでは自立と個性を育む学びと安心できる居場所づくり、オーストラリアでは、プログラミング教育の取組やSNS規制前後の若者の変化となっております。

次に、海外体験を経た高校生の変化とそれに対する県の受け止めについてです。

フィールドワークを行ったチームは、帰国後も海外で得た学びを生かし、中学生向けプログラミング講座や子供たちの居場所づくりをテーマとした意見交換会を開催するなど、チームや学校の枠組みを超えた活動に取り組んでいます。

参加した生徒からは、大学で留学プログラムを利用したいと考えるようになった、フィールドワークのテーマについて真剣に考えるようになり、テーマに関連する大学を志望しているといった声が寄せられています。

す。

県としては、本事業をきっかけとし、高校生等が世界に視野を広げ、自分の可能性を信じて新たな挑戦への確かな一歩を踏み出しているものと受け止めています。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 二点お答えいたします。

まず、最終処分計画にある最終処分を開始する時期の実現可能性についてでございます。

令和六年十二月の核燃料サイクル協議会におきまして、当時の林内閣官房長官から、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分の実現に向けた取組を加速させていく旨の発言がありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

次に、平成十五年四月に決定した青森県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画についてでございます。

この計画には、日本原燃株式会社では、MOX燃料加工施設の建設について、平成十三年八月二十四日、県及び六ヶ所村に対して立地協力要請を行ったところである、さらに、原子力発電所の解体に伴い発生する放射性廃棄物等比較的放射能レベルの高い低レベル放射性廃棄物の次期埋設施設についても建設を予定しているところであり、予備調査の結果特に問題がない旨の報告があり、現在本格調査の実施中であると記載しております。これは、策定した当時、日本原燃株式会社が次期埋設施設に係る技術検討、調査研究を実施していた当時の状況を記載したものと受け止めております。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問五点についてお答えいたします。

まず、災害福祉支援チームの概要についてお答えいたします。

災害福祉支援チーム、いわゆるDWAATは、災害時における長期避難

者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため、避難所等で高齢者や障がい者をはじめとした災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う専門職で構成され、県が派遣を決定します。

大規模災害発生時には、一チーム当たり三名から六名程度が避難所や車中泊、在宅など、様々な形態の避難者の福祉ニーズの把握やスクリーニングを行い、相談対応と日常生活支援等の福祉的支援を行います。

本県では、社会福祉士や介護福祉士等の資格を有し、業務経験が三年以上である方が基礎的な研修を受講した上でチーム員として登録されており、令和八年二月時点の登録者数は百六十三名となっています。

次に、昨年十二月の青森県東方沖地震発生時において、青森DWA Tの派遣について、県はどのように対応したのかについてお答えします。

青森県東方沖地震の発生を受け、県では、地震発生直後に青森DWA Tの派遣調整等を担う青森県社会福祉協議会を通じて、登録者へ待機要請を行いました。

また、その後の大規模地震の発生に備え、他県チームの受入れに関して広域調整を担う全国社会福祉協議会と協議を行いました。

なお、結果的にDWA Tの派遣には至らなかったところです。

次に、都道府県社会福祉協議会が設置する災害福祉支援センターについて、本県状況についてお答えいたします。

災害福祉支援センターは、災害時における福祉的支援をより効果的に、被災者支援を円滑に行うための専門機関で、全国社会福祉協議会が各都道府県社会福祉協議会との設置を提言しているものです。

青森県社会福祉協議会では、現時点では設置に至っていませんが、今後の設置に向けた検討を進めていると伺っています。

次に、ペットの同伴避難が可能な避難所の設置に向けた県の取組についてお答えします。

県では、災害時に県民がペットと同伴避難できるよう、市町村における防災訓練での普及啓発、国や市町村等と連携したペットの防災机上訓

練の開催、防災の日に向けた同伴避難が可能な避難所の設置状況の調査と県ホームページでの公表などに取り組んでいます。

加えて、平成二十八年に策定した災害時における動物救護活動マニュアルに基づき、避難所の開設等の主体である市町村に対して、ペットの同伴避難が可能な避難所の設定について働きかけています。

最後に、県は同伴避難のさらなる普及啓発にどのように取り組んでいるのかについてお答えします。

令和七年九月時点でペットの同伴避難が可能な避難所を設定しているのは十八市町村にとどまることから、県では、引き続き、市町村に対してペットの同伴避難が可能な避難所の設定について働きかけることとしています。

また、ペットを飼っている方が災害発生時にペットを同伴して避難することができるよう、平時からのペットのしつけや健康管理、ペットフードやトイレ用品等の備蓄などの必要な準備について、動物愛護センターの各種イベントやSNSを活用した情報発信等により、普及啓発に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） ホタテ加工業者への資金繰り支援についてお答えします。

県では、特別保証融資制度、経営安定化サポート資金の災害枠において、陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受ける県内中小企業者に対する資金繰り支援を令和六年一月から実施しています。これまでの利用状況は、本年二月末現在で保証承諾件数が十八件、金額が約三・九億円となっています。

資金繰りに関する主な相談先である金融機関や商工団体に対しては、融資や条件変更への適切な対応、事業者へ寄り添った相談対応など、機会あることに特段の配慮を要請しています。

県としては、引き続き、ホタテ関連事業者等の経営環境や資金ニーズ

の把握に努めながら、関係機関と連携して資金繰り支援に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 多文化共生社会の実現に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、多文化共生推進プランを策定し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に向けて、様々な取組を進めています。

具体的には、外国人住民の生活相談窓口の運営や、易しい日本語による災害関連情報のホームページでの発信などの生活支援、市町村等と連携した地域住民も参加する交流型日本語教室の開催などのコミュニケーション支援、地域住民との異文化理解の向上や交流拡大を図る国際交流イベントの開催などの社会参画支援に取り組んでいます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、令和七年十一月に実施した秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果の概要についてです。

令和七年秋の実態調査では、へい死率は令和六年産の新貝が九三・三％、令和七年産の稚貝が八〇・四％と、いずれも現在の調査体制となった昭和六十年以降で最悪の結果となりました。

また、生育状況は、令和六年産貝、令和七年産貝ともに殻長及び全重量が平年値を下回ったほか、令和八年春に親貝となる令和五年産貝と令和六年産貝の保有枚数は六百七十七万枚と、稚貝の確保に最低限必要とされる六千五百万枚を大きく下回っています。

次に、陸奥湾の餌料環境改善に向けた今後の県の取組についてです。

陸奥湾は、外海に比べてホタテガイの餌となる植物プランクトンの増殖に必要な窒素やリンなどの栄養塩が少ない海域であり、県産業技術センター水産総合研究所の調査によると、令和六年秋は植物プランクトンが例年よりさらに少ないという結果が示されています。

このため、県では、令和八年度からホタテガイ養殖で発生する養殖残渣を栄養塩として活用するための調査を行うこととしています。具体的には、養殖残渣が海中で分解される速度のほか、植物プランクトンの増殖に必要な栄養塩となり得るのかなどを検証することとしており、これらの取組を通じて、陸奥湾の餌料環境の改善につなげていくこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 米軍人等による事件・事故防止のための連絡会の設置についてお答えします。

県では、これまで、基地の運用に伴って、本県における民生安定が損なわれることがあつてはならないとの考えの下、関係自治体等と連携して対応してきたところであり、今後も県民の安全・安心のため、適切に対応していきたいと考えております。

また、米軍人等による事件・事故防止のため、地域の求めに応じて、国、関係自治体、米軍等が協力し、対策を協議、調整する場を新たに設けることについて、涉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じ、防衛省及び外務省に対して、令和六年七月に文書により要請しているところであり、引き続き、涉外知事会等を通じて、米軍人等による事件・事故防止を要請していきます。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問六点についてお答えします。

まず、統合新病院の整備に伴う青森若葉養護学校の対応についてです。

県教育委員会では、令和八年度に有識者を交えた検討会議を設置し、令和十一年度以降の特別支援教育の在り方を検討することとしており、その会議において、県立青森若葉養護学校の対応についても検討を進めていきます。

次に、医療的ケア児通学支援事業の実施状況と課題についてお答えし

ます。

本事業では、通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援における現状と課題を整理するため、五圏域において六名を対象とし、夏場と冬場の各一か月間、一人当たり計十六回の通学支援を試行的に実施しました。地域の実情や児童生徒の状態に応じ、訪問看護やタクシー等の地域資源を組み合わせることで安全な通学が実現できることが実証されました。

この取組により、児童生徒には生活リズムの安定や通学を通じた自立の一端が確認されたほか、保護者からは送迎の負担が軽減されたという意見、学校からは決まった時刻に登校できることで児童生徒の学習時間が確保され、生活リズムが整ったという意見がありました。

一方、課題としては、通学支援に必要な送迎車両や同乗する看護師の不足、運転手や看護師の経験不足、事業者による実施方法や安全管理手順などの理解不足が明らかになりました。

次に、今年度の課題を踏まえた次年度以降の取組についてお答えします。

令和八年度は、通学支援の対象を通学時に医療的ケアを必要とする全ての児童生徒に拡充し、各地域の実情に応じた支援体制の構築を進めます。

課題への対応として、通学支援を担う事業者不足に対しては、事業者を対象とした説明会や勉強会において運用モデルを共有し、新たな事業者の掘り起こしを行います。運転手等の経験不足、事業者による実施方法などの理解不足に対しては、運用ルールを明確にした通学支援ハンドブックを策定し、事業者が安全に運営できる体制の整備に取り組んでいきます。

次に、臨時講師の職務の級を教育職給料表の二級にすることに対する見解についてお答えします。

職員の職務については、職員の給与に関する条例により、その複雑さ、

困難さ、責任の度合いに応じて給料表に定める職務の級に分類することとされ、講師の職務については、人事委員会規則で定める級別基準職務表により、教育職給料表一級とされていることから、一級を適用しています。

平成三年三月二十二日付の旧文部省の通知では、一般的に教諭の職務を大別すれば、主として児童生徒の教育指導に従事することと、校長の行う校務運営に参画することの二つの要素があると考えられるとされています。その上で、講師は、授業の実施など、児童生徒に対する教育指導面においては、教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては、教務主任や学年主任等の指導、助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものとされています。

県教育委員会としては、この通知の内容や他県の状況等も踏まえ、引き続き、臨時講師の給料について適切に対応していきます。

次に、人事評価の給与反映に係る考えについてお答えします。

人事評価については、地方公務員法において、給与の基礎として活用することが規定されているものであり、また、職員の給与に関する条例において、人事評価の結果に応じて勤勉手当の支給及び昇給を行うことが定められています。

県教育委員会では、これらの法令に基づき、教職員に係る人事評価の給与反映を実施しています。

人事評価を公正に実施し、これを勤勉手当や昇給に反映することは、能力、業績に応じた適正な教職員の処遇を確保し、教職員の勤務意欲の向上及び学校組織の活性化につながるものと考えています。

次に、青森県立郷土館整備検討会議から提出された報告書を受けた今後の対応についてお答えします。

県立郷土館整備検討会議では、これからの時代に求められる県立博物館や新たな県立博物館の整備場所候補地について検討し、その結果を報告書として取りまとめたところです。

この報告書では、新たな県立博物館のめざす姿として、「ふるさとをつなぎ未来をつくるミュージアム」を掲げ、めざす姿の実現に向けて、コンセプトや博物館の役割、整備場所候補地の基本的な考え方などが整理されています。

県教育委員会では、これらの内容を踏まえながら、施設の規模、展示室や収蔵庫の配置などを整理する基本計画の策定等、新たな県立博物館の整備に向けて、計画的に進めていくこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 米軍人、軍属及びその家族である米軍人等による刑法犯に関する御質問のうち、平成二十七年以降の本県での米軍人等による刑法犯の検挙件数についてお答えいたします。

平成二十七年からの本県での米軍人等による刑法犯の検挙件数につきましては、平成二十七年六件、平成二十八年一件、平成二十九年一件、平成三十年二件、令和元年三件、令和二年一件、令和三年一件、令和四年一件、令和五年四件、令和六年七件、令和七年二件で、合計二十九件であります。

次に、平成二十七年以降の米軍人等を検挙した際の刑法犯の犯罪通報回数及び県警察での公表件数、通報基準及び公表基準についてお答えいたします。

本県警察における平成二十七年から令和七年までの刑法犯の犯罪通報回数は二十二回で、先ほど御説明いたしました刑法犯の検挙二十九件のうち、合衆国が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪一件を除く二十八件を通報しております。

また、同期間中の公表件数は六件となっております。

犯罪通報の基準については、日米地位協定の合意事項に基づき、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪が発生した場合に、認知した日米いずれかの当局が、他方の当局に書面で通知することとなっております。

本県警察においては、米軍人等による犯罪で逮捕または検挙した場合は、日米地位協定の合意事項に基づき、事件送致する段階で事件を取り扱った警察署から米軍三沢基地憲兵司令官に対し、書面で通知しております。

次に、本県警察における公表基準についてですが、報道発表するか否かは、犯罪の主体、つまり、犯人が米軍人等であるか否かにかかわらず、個別具体の事案ごとに事件の重大性、被害者のプライバシー侵害の程度、公益性の有無、捜査上の支障等を総合的に勘案して判断しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 答弁ありがとうございます。

ホタテの問題から再質問します。

振り返ってみますと、平成二十二年の高水温のときには、県で副知事をトップとした全庁体制をつくって支援メニューをそろえていました。例えば緊急雇用対策事業なども含め、現場が分かるようにメニューをそろえていたと。今回も同様の対応が必要だと思います。

平成二十二年の高水温被害のときには部局を横断した対策本部会議による対策を講じていましたが、近年の高水温被害に対して、どのように対応しているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 平成二十二年度の高水温時には、高水温被害対策本部会議を設置し、部局を横断して、生産技術をはじめ、経営、金融、雇用、生活支援など、活用できる対策を総合的に取りまとめ、対応しました。

近年の高水温被害に対しては、庁内関係課を参集した連絡会議を開催し、平成二十二年度に取りまとめた対策を基に、活用可能な最新の情報に更新して、関係市町村や漁協と情報共有しているほか、新たに総合相談窓口を設置し、各部局が被害を受けた生産者などからの相談にスピー

ド感を持って対応できる体制としております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） そういう意味では、現場には、いわば全庁的な支援として届いていると理解しました。

平内町の町長が、ホタテは単なる水産物ではなく、地域の宝だと表現されています。宝の産業を守り抜くために、あらゆる手だてを尽くしてほしいということをお願い申し上げます。

米軍人などの刑法犯の問題について再質問します。

答弁では、平成二十七年以降に刑法犯で検挙された件数が二十九件ということでした。一方、昨年七月に建設危機管理常任委員会で質問した際には、県が国から通知を受けたのは三件だということです。二十九件起きていて、三件しか県が知らないという重大な事実が分かりました。刑法犯の実態が県当局に伝わっていないという重大な事実が分かりました。そこで、二つの角度で質問します。まず、もう少し実態を明らかにしておきたいと思います。

隠された刑法犯とでも言うべき先例は、一昨年明らかになった性犯罪事案二件があります。県警察にお聞きしますが、答弁があつた二十九件には、この二件は含まれているでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 先ほど答弁いたしました二十九件の中に令和三年の不同意性交と令和四年に検挙した不同意わいせつ等が含まれております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） では、知事部局ではどうか。七月の常任委員会では、防衛省から通知があつたのが平成二十七年以降で三人と答弁し、その内訳も答えていますので、この性犯罪事案二件が含まれていないことが分かります。そうすると、三プラス二です。

一方、その一年前の二〇二四年七月の常任委員会では、県が米側に抗

議したケースを、こう答えています。平成二十六年度以降、文書要請は六件、内訳は、酒気帯び等運転二件、暴行、器物損壊、住居侵入、大麻所持等が各一件と。ここには交通違反も含まれていますので、全てが刑法犯ではないということは分かるんですが、国から通知を受けた三件と符合するのかどうかを確かめておきたいと思っています。

危機管理局長に聞きます。平成二十七年以降、防衛省から通知を受けた数を含めて、この間に県が認知した米軍人などの刑法犯罪事案は何件あるでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 県が国からの通報及び報道により認知した刑法犯の数は、平成二十七年以降、十件となっております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） これで改めて実態が分かりました。県警察が実際に刑法犯として検挙した米軍人などは、平成二十七年以降で二十九件、一方、県が認知した数が十件と。一昨年の性犯罪事案では、行われた犯罪が県に伝わらないという通報システムの不備が問題になったわけですが、これは性犯罪事案だけじゃなくて、刑法犯全体でも同じだったということが分かりました。これはある意味、米兵による犯罪行為が隠蔽されていたという重大なことだと思います。

この実態を踏まえて何をすべきか。二つ目の角度として問うておきたいと思っています。

そもそも、県警察と危機管理局は隣り合つて五分ほどの距離ですから、その間での情報共有がなぜこんなに難しいんだと思うんですが、ただ、今日は日米合同委員会で確認したはずのルートを基に考えたい。つまり、県警察から先ほど答弁ありましたが、各米軍司令部に、憲兵司令官に、基地に情報が行くわけですね。そこから大使館を経て、外務省を経て、防衛省などを通じて自治体に通知されるというルートです。この情報ルートは、日本政府も米国政府も約束しているはずのルートなんで

す。約束しているはずのものが機能していない。だから、隠蔽しているんじゃないかということを疑わせるわけです。

ところで、性犯罪事件が隠蔽されていた一昨年るとき、知事と議長は連名で、米軍などに対して情報共有の徹底を要請しています。これが七月二十七日です。

県警察にお聞きします。知事と議長がこの要請をした二〇二四年七月二十七日以降、米軍人などによる検挙事件は起きているでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） すみません、申入れの日付は七月二十七日とおっしゃったんですか。では、お答えいたします。

令和六年七月二十七日からの本県での米軍人等による刑法犯の検挙件数につきましては、令和六年ゼロ件、令和七年、暴行一件、詐欺一件の計二件で、検挙人員につきましては、令和六年ゼロ人、令和七年、暴行一人、詐欺一人の計二人であります。いずれも犯罪通報しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 二〇二四年七月二十七日という日付はちよつと間違えていたかもしれません。申し訳ありませんが、ともかく、昨年、知事と議長が要請したのは二〇二四年七月、これ以降、二件刑法犯で検挙されていると。

危機管理局長に聞きます。二〇二四年七月以降の事案は、防衛省から通知はあったでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 防衛省からの通知はございません。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） ないんですね。性犯罪事件が起こった、隠蔽されていた、どうしているんだと。知事と議長が連名でちゃんと通知しなさいよ、改善しなさいよとアクションを起こしてまで改善が図られていない。あまりにも事態が軽く見られていると思います。

知事にお聞きしますが、米軍人などが刑法犯として検挙されても県に通知されない事態があり、しかも、それを改善するように知事と議長が求めてすら改善しない。こうした事態をどう考えるか、知事の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

大変残念に思います。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 残念なんです。

やっぱりこれをどうするかという話なんですけれども、知事は一昨年の性犯罪事件の際、記者会見で、情報が流れてこないというのは米国側の怠慢だとおっしゃっています。私は、一昨年今回も怠慢なのが米国なのか、それとも外務省なのか、防衛省なのか、あるいはそのいずれものかということは分かりません。沖縄で性犯罪が隠蔽されていたケースは外務省が隠していた。米軍はちゃんとルートに乗った通知があったんです。だから、私は米軍側の怠慢なのかどうか分かりませんが、しかし、県警察は、基本的には全事案を合同委員会のルールに沿って基地にお知らせしていると答弁している上、どこかが情報を止めていたということが明らかなんです。

そこでお聞きしますが、なぜこんなことが起きているのか。少なくとも今日明らかになった平成二十七年以降に検挙された刑法犯の全体像について、国に対して説明を求め、抗議し、情報提供を徹底するように求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 令和六年に性犯罪事件二件が判明した際には、当該事案が県に通報されなかったことにつきまして防衛省に確認しましたところ、防衛省としては、米軍人等による性犯罪について公表がなされ、関係省庁から防衛省に対して情報提供がなされた場合は、す

べからく地方防衛局から関係自治体に情報提供してきたこと、また、一般に米軍人等による性犯罪について、非公表の段階では関係省庁や現地米軍から防衛省に対する情報提供は必ずしもなされていないため、これらの非公表事案について、関係自治体への情報伝達は行っていないとの回答がございました。

通報がなされないということにつきまして、民生安定が損なわれることがないよう、米軍人等による犯罪、事故の発生を抑制していくことは非常に大切なことと考えており、民生安定に責任を負う米軍、外務省、そして防衛省が情報を把握の上、関係自治体にルールにのっとって適切に通報されるということが非常に重要な意味を持つと考えております。したがって、定められた手続により、適切かつ確実に通報されるよう、引き続き、国に対して要請してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） その定められた手続に沿っていないからこの質問をしています。定められた手続に沿って行われていないことをしっかりと全容解明して、抗議もして、こうしたことが起こらないようにすべきじゃないでしょうか。

なぜ情報提供が必要かという点、被害者の方を守るという側面がある。再発防止ということもありますが、先ほど防衛省の話がありました。防衛省がこれを認知すれば、被害者のための救済措置を防衛省が説明することになっているんです。防衛省が米軍人などによる刑法犯が起きた場合、防衛省まで知らなかったら、一昨年の性犯罪の場合は知らなかったわけですけども、知らなかったら被害者御本人に対する救済措置が伝わらないんですよ。だから、再発防止とか、地域の安全とかももちろんめっちゃ大事なんですけども、被害を受けた方に手が届かなくなっちゃうんです。重大問題なんです。

もう一度聞きます。国に全容解明を求め、抗議し、二度と起こらないようにしっかりと申し入れるべきじゃないでしょうか。お答え願います。

す。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 繰り返しになりますが、定められた手続により、適切かつ確実に通報されるよう、引き続き、国に要請してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） その際、平成二十七年以降の二十九件はなぜ黙っていたんですかということでしょうか聞きますか。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 今回、令和七年度においても通報されない事案があったということですので、そういった点も含めて確認してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 合同委員会で合意したルートが——これは日米合同委員会で合意したルートですから、日本政府もアメリカ政府ですらこれでやろうと言って、なぜ彼らは合意したかという点、こういう事件、事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために必要な情報提供だということと合意しているんですね。合意が守られないということは、地域住民の地域社会に及ぼす影響を最小限のものにするということとを怠っているということになるじゃないですか。そういったことはやっぱり厳しく言わないと駄目だと思います。

A Iに聞いたなら、宮下知事の信念は、情報は現場の生命線というものらしいと。これは知事が信念と言っているかどうかというのはちょっと分からないですけども、知事のいろんな振る舞いを見ると、そういう思いであるということは想像できます。文字どおり、その情報が、しかも刑法犯罪という県民の命や財産が奪われる、損なわれる、あるいはそうした危険性があるという重大な情報について県当局が分からないままであるということは、仕組みを変えないと駄目だと思うんです。

ということで新たな連絡会の設置を求めました。ぜひ検討いただきたいと思います。

なお、先ほど危機管理局長の答弁で、国から通知を受けた数は三件なのに、認知しているのは十件だという答弁がありました。つまり、県も国から通知が来ない刑法犯事案が発生していることを知っていたんじゃないかという疑問が湧きます。この点は三月の建設危機管理委員会でも聞くようにしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時二十二分休憩

午後二時三十分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き開会を行います。

一般質問を続行いたします。

十一番夏坂修議員の登壇を許可いたします。――夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 公明党の夏坂修でございます。令和八年二月第三百二十五回定例会に当たり、公明党の一員として、通告に従い質問をさせていただきます。

最初は、青森県東方沖地震の復旧と防災対策について伺います。

昨年十二月八日二十三時十五分頃、就寝の準備をしていたときに緊急速報のエリアメールの警報音が鳴り始め、それとほぼ同時に揺れ出した強い小刻みな横揺れは、感覚的には約三十秒から四十秒ぐらい続き、寝室の加湿器が台から落ち、二階のパソコンや小物が倒れるなど、二〇一年の東日本大震災以来の強い揺れだなど感じたのが地震発生時の我が家の状況でした。

青森県東方沖を震源とし、八戸市では最大震度六強を観測した地震により、北海道や東北の太平洋沿岸に津波警報・注意報が発令され、夜半前で、かつ寒い中、多くの方々が避難所や車で高台に避難する行動を取

りました。地震や津波による死者は出なかったものの、負傷者が三十二人を数え、また、多くの建物や公共インフラなどにも被害が及ぶなど、県民生活に多大な影響を及ぼしました。

宮下知事をはじめ、県職員の皆様には、地震発生直後から精力的に被災現場を調査され、また、損傷を受けたNTT青森八戸ビルの鉄塔やJR八戸線の高架橋の早期復旧に対しては、国や関係機関などへの積極的な働きかけにより、住民生活や交通への影響を最小限に抑えることができたものと捉えております。

また、地震発生の二週間後の二十三日には、公明党派として宮下知事に対し緊急要望を行い、公共インフラ等の復旧支援、被災者の生活再建及び事業者の再建支援、北海道・三陸沖後発地震注意情報を踏まえた災害対策の強化などの要望に対し、宮下知事から全力で取り組むとの心強い言葉をいただくなど、被災現場に寄り添った適時適切な対応を取っていただいていることに、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

地震発生から三か月近くが経過し、公共インフラを中心に復旧が進んできた一方で、住家や事業用店舗や施設などが修繕の途上にあるところもあり、また、被害が大きかった八戸港や公共施設などでは本格的な復旧がこれからという状況にもあり、全庁一丸となって復旧に向けた取組を加速させるとともに、今回の地震における課題や教訓を今後の防災対策の強化につなげていただく意味において、以下五点にわたり伺ってまいります。

今回の地震の被害は、本県の太平洋側を中心に広い範囲にわたり、かつ住家や非住家、道路や交通、港湾、農林水産、商工、学校、医療・福祉施設等々の多くの分野にわたり被害が及び、被害の全容把握にも相当の期間を要したものと考えます。

そこで、まず一点目として、青森県東方沖地震及び被害の概要についてお伺いいたします。

被災された事業者の多くは、建物や施設、設備などに被害を受け、私も被災された飲食店の関係者などから復旧費用に係る支援を求める声を多くいただいたところであり、今般、県として、八戸市とむつ市が実施する事業者の復旧に向けた取組に対する支援を補正予算にて対応いただいたことを高く評価したいと思います。

そこで、二点目に、青森県東方沖地震被災事業者復旧費助成事業費補助について。

本事業を実施することとした経緯について。

また、本事業の概要について伺います。

被害の規模の大きさから相当な復旧費用と期間を要するほどダメージを受けたのが八戸港であり、八太郎二号埠頭のコンテナターミナルや、四号埠頭のP岸壁及び一号埠頭のE岸壁などにおける液状化、段差や亀裂によるダメージは、東日本大震災のときよりも大きいとの関係者からの声もあり、国の支援を受けながら、早急かつ確実な本格修復・復旧が求められております。

そこで、三点目に、八戸港の復旧状況と今後の見通しについて。

被災状況と応急復旧の状況について。

また、本復旧の予定について伺います。

今回の地震を受け、気象庁は、巨大地震の発生可能性が平時より相対的に高まったとして、北海道・三陸沖後発地震注意情報を二〇二二年十二月の運用開始後初めて発表し、政府は、発表から一週間、特別な備えを呼びかけ、県や自治体も様々な広報手段により警戒を呼びかけたところであります。

しかしながら、この注意情報に備えるポイントが経済活動への制限や巨大地震が起こる前に事前に避難を求める仕組みではないなど、特別な備えを求めながら冷静な対応をも求めるという二律背反のような呼びかけに住民も判断に戸惑う可能性があったのではと感じ、また、この注意情報そのものの地域社会への浸透にも課題があると感じたところで

あります。

そこで、四点目として、北海道・三陸沖後発地震注意情報について、今回の後発地震注意情報を受けて、県としてどのように対応したのかお伺いいたします。

大規模な地震の発生時に起こる火災の多くは電気起因していると言われており、首都直下型地震など今後の大規模地震に備え、改めて関心が高まっているのが、地震時の揺れを感じし、電気を遮断する感震ブレーカーであります。住宅への設置が進むことで被害の大幅な軽減が見込まれていますが、昨年、内閣府が行った調査では、感震ブレーカーを設置している割合が僅か六％にとどまっているのが現状のようです。能登半島地震で起きた輪島朝市周辺の大規模火災が通電火災だった可能性も指摘されており、本県においても、住宅密集地域を抱える自治体があることから、そういった地域を優先して感震ブレーカーの普及促進を図るなどの電気火災対策を進めるべきと考えます。

そこで、五点目として、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの設置が有効と考えますが、普及推進に係る県の考えをお伺いいたします。

次は、災害弔慰金等の支給に関する審査会について伺います。

東日本大震災や能登半島地震では、避難生活による体調悪化などで亡くなる災害関連死の問題が指摘されました。災害弔慰金支給法では、災害犠牲者の遺族には市区町村が最大五百万円の弔慰金を支給することが定められており、災害による直接死は自治体の審査なしで支給する一方、関連死については、医師や弁護士等で構成する自治体の審査会が、死亡診断書を基に、災害と死亡の因果関係を調査し、関連死に当たるかを判断することになります。この審査会がなければ関連死の認定は事実上できないため、同法では審査会の設置を条例で定めることを各市区町村の努力義務としております。

こうした中、内閣府が昨年、全国の自治体を対象に、条例で審査会設

置を定め、運営に必要な規定を整備しているかを調査したところ、八月末時点で条例で審査会設置について定めた上、委員の選定方法など運営に必要な規定を整備している自治体の割合は三九・三％にとどまり、六割の自治体が条例や必要な規定を整備していないことが明らかになりました。

災害関連死や災害障がい認定は被災者にとって切実な問題であり、弔慰金や障がい見舞金は遺族や被災者の生活再建の柱となることから、本県においても大規模災害に備え、各自治体が早期かつ適切に支給する体制を整備することが重要と考えます。

そこで、一点目に、県内市町村が定める災害弔慰金等の支給に関する条例について、災害関連死の審議を行う審査会に係る規定の策定状況について伺います。

二点目に、災害弔慰金等が適切に支給されるよう、審査体制の整備が重要と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次は、公金の適切な管理・運用による歳入確保について伺います。

今定例会に上程された令和八年度当初予算案は、一般会計総額で前年度比五・九％増の七千五百十四億円となり、環境の変化に対応した農林水産業の強化や子育て環境の充実、災害に対応した社会基盤の構築などの施策を盛り込んだ県民主役の県政、挑戦する県庁の実現を目指していくとの宮下知事の積極果敢な姿勢がうかがえる予算となっております。

予算編成の後ろ盾となる歳入のうち、県税収入がここ数年増加傾向にあり、財政調整基金の取崩し額を十年連続でゼロとするなど、収支均衡が継続できている一方で、ここ数年の普通建設事業費の伸び率の増や今後の大型公共事業による投資的経費の上昇の可能性を鑑みれば、収支均衡を維持していくためにも重要な歳入確保により一層努めていく必要があると考えます。その歳入確保の手段の一つが、県が保有する公金の効率的な運用であり、利回りによる運用益を向上させることで自主財源の確保につながり、行財政改革としても有益な取組になると考えます。

公金は、主に歳計現金、歳入歳出外現金、基金に分けられますが、いずれも税金等の県民の大切なお金であるため、運用、管理は、地方自治法、同施行令等の規定に基づいて、最も安全かつ有利な方法で行わなければなりません。本県における実際の運用については、安全性や確実性を確保するため、元本割れがない預金をメインにし、また、国債や地方債などの安全性の高い債券の活用も検討すべきと考えます。

そこで伺いますが、一点目に、過去三年度における歳計現金の運用利息の推移について。

二点目に、過去三年度における基金の運用利息の推移について。

三点目に、公金の適切な管理、運用に向けた今後の対応について、それぞれお伺いいたします。

次は、ダイバーシティの推進における男女共同参画の取組について伺います。

先日、「多様性の科学」という本を読みました。その中に、アメリカで二〇〇一年に発生した同時多発テロについての記述があり、テロが起る以前から様々な情報が入っていたにもかかわらず、世界最高峰の諜報機関であるCIAがなぜあのテロを防ぐことができなかったのか、CIAには、白人、男性、アングロサクソン系、プロテスタントという偏った人材を採用するという画一化された文化があった、多様性を失った画一的な組織や社会には盲点が生まれる、そして、やがて衰退していくという大変興味深い内容でありました。ダイバーシティ、いわゆる多様性の尊重は、マイノリティの優遇ではなく、全ての人にとって生きやすい社会の実現を目指す取組であり、その理念や考え方を強化していくことは、今や世界的な潮流になっています。

そうした中、公明党東北方面本部では、一昨年より「多様性を尊重する社会づくり」をテーマに、公明党東北ダイバーシティフォーラムを仙台市、盛岡市に続き、昨年十一月には青森市で開催し、基調講演やパネルディスカッションを通じて、性別や国籍の違い、また、障がいのある

ないにかかわらず、誰もが安心して働き、また、暮らしていける東北、そして青森県にするための取組事例や課題、提言などを共有させていたできました。

そうした多様性を尊重した社会の実現に向けた具体の取組として重要になるのが男女共同参画の推進であり、日本で初めて男女共同参画基本計画が策定されてから四半世紀がたったわけですが、昨年六月に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で、日本はいまだ百四十八か国中、百十八位と低迷し、先進七か国では最下位にあり、特に政治・経済分野の評価が低い状況にあります。

そうした男女共同参画における厳しい現状は地方ほど顕著であり、実際、都市部に比べて男女間の賃金格差は大きく、女性の仕事は種類が限られ、キャリア形成の選択肢が狭く、大都市へ移動する人が多い点も指摘されており、職場や地域における意思決定過程への女性の登用や固定的な性別役割分担意識の改善など、全国一律の指針だけではなく、地域の課題を踏まえた対応が求められていると考えます。

本県においても、二〇〇〇年一月の青森県男女共同参画基本計画の策定を皮切りに、現在は第五次あおり男女共同参画プランに掲げた施策に鋭意取り組まれているところでありますが、現在、議論の渦中にある国の第六次男女共同参画基本計画の方向性を踏まえながら、今後、より一層、実効性のある施策展開に努めていくべきと考えます。

そこで、次の三点について御質問いたします。

本県においても、行政職、また、民間企業における女性登用やワーク・ライフ・バランスの推進など、女性のチャレンジをバックアップする取組を積極的に進めているところですが、一点目に、女性の活躍推進に向けた県の取組について伺いたいします。

現在、青森県パートナーシップ宣誓制度の取組を推進し、性の在り方に対する人権の観点からの理解促進に取り組むなど、多様性を尊重する環境の整備に努めているところですが、二点目に、性の多様な在

り方への理解促進に向けた県の取組について伺いたいします。

文科省では、学習指導要領に基づき、学校教育全体を通じて人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することなどの重要性について指導の充実を図っているようですが、三点目に、県立高等学校において、男女共同参画の理解促進に向けて、どのような教育が行われているか伺いたいします。

次は、障がい者が暮らしやすい地域社会づくりについて。

一点目に、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを目指した条例の制定について伺います。

改正障害者差別法が令和六年に施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に生きる共生社会を目指し、行政機関だけでなく、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことで、本県においても、障がいがあるにかかわらず、安心して過ごしていける社会の実現、まさに多様性の尊重につながる官民挙げての取組が求められております。また、本年の障スポ開催が県民の障がい者に対する理解促進につながることで期待され、共生社会を実現していく上での条例制定の重要な意義づけにもなると考えます。

そこで伺いますが、現在、制定に向け検討を進めている本条例について、まず、条例を制定することとした経緯等について。

次に、条例制定に向けた今後の取組について、それぞれ伺いたいします。

二点目は、高次脳機能障がい者への支援について伺います。

脳卒中や交通事故などで脳の一部が損傷し、思考や記憶、言語などの脳機能に支障が出る高次脳機能障がい者で苦しんでいる方々があり、厚生労働省によると、高次脳機能障がいと診断された方は、二〇二二年十二月現在で全国に約二十三万人いると推計されています。具体的な症状としては、新しい出来事を覚えられない、集中力が続かない、感情のコントロールがうまくできないなど様々であり、また、脳機能の障がいは外

見上分かりにくいいため、周囲の人から誤解されやすい側面があるようです。そういう悩み苦しむ高次脳機能障がい者や家族のための支援機関として、県では二か所の支援拠点において、相談支援や普及啓発などの支援を行っているところであります。

そこで、高次脳機能障がい者の支援に係る県の取組について伺いたします。

昨年十二月に高次脳機能障害者支援法が成立し、来月四月に施行されることとなりますが、同法では、支援の中核的な役割を担う支援センターを都道府県に設置するとともに、市区町村を含む自治体に対し、支援策の実施状況の公表を努力義務とするなど、法律が根拠となったことで支援策や予算の拡充が期待されているところであります。

そこで、高次脳機能障害者支援法の公布を受け、今後どのように取り組んでいくのか伺いたします。

次は、ヴァンラーレ八戸百年構想委員会について伺います。

本年一月三十一日から二月十七日にかけて、青の煌めきあおもり国スポの冬季大会が行われ、スケート、アイスホッケー、スキートの各競技における本県選手団の活躍に心を熱くし、また、時期が重なるように行われたミラノ・コルティナ冬季オリンピックの日本選手団のメダルラッシュに私も連日歓喜と興奮を繰り返し、本県や日本を代表する選手の頂点を目指すためのたゆまぬ努力と達成した際の輝かしい栄光の姿に勇気と感動をいただき、改めてスポーツが持つ力の大きさを痛感させられたところであります。

この興奮と歓喜の訪れはまだまだ続きそうであり、本日開幕する野球のWBCにおける侍ジャパンの活躍、今月十九日からの選抜高校野球での八戸学院光星高校の雄姿、六月のサッカーワールドカップ、そして十月の国スポ・障スポと、日の丸と青森県を背負う選手の活躍が期待されるスポーツイベントがめじろ押しであり、想像しただけでもテンションが上がってくるのは私だけではないと思います。

その歓喜と興奮を昨年一足先に味わうことができたのがヴァンラーレ八戸のJ2昇格というビッグニュースでありました。二〇〇六年に八戸工業SCと南郷FCが統合して東北リーグ二部からスタートし、二〇一三年には東北リーグ一部に昇格、二〇一四年からJFLに参入し、二〇一九年にはJリーグ加盟を果たし、J3時代の七年間で着実に力をつけ、結果を出し、見事にJ2昇格を果たしたヴァンラーレ八戸。選手をはじめ、スタッフ、そして常に熱い応援で選手を鼓舞し続けたサポーターなど、全ての関係者の方々に心からお祝いを申し上げたいと思います。

当然ながら、J2昇格はゴールではありません。J2所属の二十チームの半分がJ1に所属していたチームであり、強豪ひしめく中で勝ち抜いていくためのハードルは高いと思いますが、東北リーグ二部からJ2昇格を果たした底力を持つてすれば、その先のJ1という新たなステージが必ず見えてくると確信しております。

そうした将来像を実現するためとして、今般、ヴァンラーレ八戸百年構想委員会が設立され、委員のメンバーに、県や八戸市を含むホームタウンの市町村、サポーター、経済や観光などの関係団体が入り、クラブの運営や地域活性化、新スタジアムの整備などについて協議していくとのことでもあります。ぜひともヴァンラーレ八戸が描く将来像の実現に向け、県としても積極的に協力をしていくべきと考えます。

そこで、一点目に、去る一月三十日に開催された第一回委員会の概要について伺いたします。

二点目に、県として同委員会に今後どのように関わっていくのか伺いたします。

次は、Jリーグクラブキャンプ誘致について伺います。

二〇二六年シーズンからのJリーグの開幕時期の移行を好機と捉え、Jリーグクラブキャンプを県内に誘致することにより、本県サッカーの競技力向上や人材育成のほか、地元への経済効果や交流人口の拡大な

ど、様々な効果が生まれることを期待し、今年度の新たな事業として、県内市町村と連携し、誘致促進に向けた取組を進めてきたところかと思えます。

具体的には、実際のキャンプ時期に合わせて、昨年六月から七月にかけてＪリーグクラブの関係者を招聘し、県内のグラウンドや宿泊施設などを視察するツアーを実施するとともに、県内のサッカーグラウンドの位置や空港等からのアクセス、トレーニングルーム等の設備などを紹介するパンフレットを活用し、誘致を進めているところと伺っております。そうした誘致活動の結果、Ｊ１のＦＣ町田ゼルビアとＪ２のＲＢ大宮アルディージャの二チームが、いずれも青森市の新県総合運動公園で夏季キャンプを実施することとなったことが既に明らかになっているところであります。

そこで、一点目に、今年度の誘致活動の取組内容と成果について伺いたします。

二点目に、本県へのさらなるキャンプ誘致の拡大に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺いたします。

最後に、国道三百四十号三日町―十三日町区間の再整備について伺います。

全国を中心市街地においては、人口減少や少子高齢化に伴う来街者の減少、郊外型大型店への顧客流出による空洞化などの課題に向き合い、市街地の再生や活性化に向けた施策展開に知恵を絞っているところであり、私の地元八戸市の中心街においても、市の経済、文化、観光の中心軸として、同様の課題に対する様々な活性化の取組が展開されています。

特に、八戸三社大祭をはじめとする市民活動のステージとしての役割を担うメインストリートである国道三百四十号三日町―十三日町間の街路においては、人中心のストリートへの転換を図るため、一般市民を巻き込みながら議論を重ね、また、車線の減少による車両交通への影響

や歩道拡幅と滞在区間設置によるにぎわい・回遊性向上の効果を検証するための実証試験「みちニワ」を実施し、さらに令和六年七月には、そうした議論や実証試験の結果を踏まえ、道づくりの目指す方向性を示した八戸市中心街ストリートデザインビジョンを策定したところであります。同ビジョンの実現に向け、現在は関係者から成る検討会議やワーキンググループの中で検討や検証が進められ、街路を管理する県も技術的な支援を行ってきたところであり、さらに具体的な再整備と空間利活用の内容を示す街路再整備方針の策定が今後進められていくことになっています。この街路再整備については、八戸市として今後の中心市街地活性化の鍵を握る最重要望の一つとして県に要望しているところでありますが、そこで、一点目に、八戸市要望に対する県のこれまでの取組について。

二点目に、街路再整備方針を踏まえた県としての今後の取組について伺いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 夏坂議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県東方沖地震と被害の概要についてお答えいたします。

初めに、青森県東方沖地震により被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

地震は、令和七年十二月八日二十三時十五分に発生し、マグニチュードが七・五、最大震度は八戸市で観測した震度六強でした。地震の発生に伴い、本県太平洋沿岸に津波警報が発表され、八戸港で最大四十センチの津波が観測されました。

地震でお亡くなりになられた方はいらっしゃいませんでしたが、三十二名の方がけがをされました。建物被害については、二月二十六日現在で住家が七百九十三件、非住家が二千四百九十六件であり、主に小屋や

車庫などのほか、商工関係施設、学校施設、福祉施設等の被害が多くなっております。

このほか、八戸港の埠頭用地等における亀裂や段差等の発生、むつ総合病院内の設備損傷とそれに伴う入院患者の転院搬送、階上町及び七戸町の一部地域における断水、N T T青森八戸ビルの鉄塔の損傷、J R八戸線の高架橋損傷等、多くの被害が発生し、県民生活に多大な影響があったところであります。

次に、北海道・三陸沖後発地震注意情報を受けて、県としてどのように対応したのかについてお答えいたします。

昨年十二月八日に発生した青森県東方沖地震においては、その三時間後である十二月九日午前二時に北海道・三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されました。

注意情報の発表を受け、県民の皆様が内容を正しく理解し、適切に行動していただけるよう、県の公式LINEやエックス、ホームページにより情報発信するとともに、市町村に対しても住民への周知を依頼したほか、私自身も夕方のテレビニュースへ複数回出演し、ポイントを説明するなど、分かりやすい情報発信に努めたところであります。

今後、県民の皆様が注意情報を理解していただくため、広報の強化等により普及啓発に努めてまいります。

続きまして、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを目指した条例を制定することとした経緯についてお答えいたします。

障害者差別解消法の施行により、令和六年四月から、行政機関だけでなく、事業者においても障がい者に対する合理的配慮の提供が義務づけられるなど、障がい者差別の解消の推進が図られることとなりました。

一方で、私が実施している県民対話集会「＃あおばな」の参加者からは、依然として障がい者に対する理解が十分に進んでいるとは言えないといった御意見をいただいております。

こうした中、来年度、全国から様々な障がいを持つ方が本県に集い、

青の煌めきあおもり障スポが開催されることで、障スポを通じた障がい者の皆様との交流が期待されます。

こうした状況を契機に、県民の皆様が障がいや障がい者に対する理解を一層深められるよう、現在、障がい当事者団体等の皆様の御協力をいただきながら、今後の障がい福祉施策の方向性を明確にする条例の制定に向けて、検討を進めております。

続きまして、県としてヴァンラーレ八戸百年構想委員会等に今後どのように関わっていくのかについてお答えいたします。

ヴァンラーレ八戸のJ2昇格は、県民に喜びと勇気、そして地域への誇りを与えてくれました。私自身、サポーターの一人として大変うれしく思っております。J2昇格によりさらに関心が高まり、アウェーサポーターも含め、多くの方々がスタジアムを訪れることを期待しております。J2の舞台でも試合開始から終了まで持ち前の全力プレーでピッチを駆け回り、存在感を発揮していただくことを願っております。

J2の先にも夢は大きく広がります。ヴァンラーレ八戸と地域が共に歩み、成長を続けるためには、クラブが描くビジョンを地域の皆様と共有していただくことが重要であります。百年構想委員会の設置はその第一歩となります。県としても、八戸市をはじめとするホームタウン十六市町村と連携しながら、まずはビジョンの策定に協力してまいります。

続きまして、本県へのさらなるJリーグクラブキャンプ誘致の拡大に向けて、どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

来年度は、町田ゼルビアと大宮アルディージャ、両クラブのキャンプを成功させることが重要であることから、きめ細やかに対応してまいります。

また、今年度視察ツアーに参加したクラブからの意見を踏まえ、クラブの希望に応じた個別の視察対応を行うとともに、新青森県総合運動公園以外の会場での受入れについても、関係市町村と連携しながら取り組んでまいります。

県としては、来年度の二つのクラブのキャンプ受入れ実績を広く関係者に発信し、本県をキャンプの適地として認知していただき、さらなるキャンプの誘致につなげてまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） ダイバーシティの推進における男女共同参画の取組について、二点お答えいたします。

まず、女性の活躍推進に向けた県の取組についてです。

県では、働く意欲のある女性が能力を発揮できる環境の整備に向けて、あおもり女性活躍推進協議会で関係団体との情報共有を行っているほか、企業向けのトップフォーラムを開催し、経営者、管理職等の理解促進に取り組んでおります。

また、女性にも根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けて、女性向けの意識啓発セミナーやデジタルスキル講座を開催しているほか、女性に偏りがちな家事分担の軽減に向けて、男性の家事参画や家事のアウトソーシングを促進する取組等を実施しております。

次に、性の多様な在り方への理解促進に向けた県の取組についてです。

県では、性の多様な在り方に関するパンフレットを作成し、県内企業や大学等への配布のほか、県のホームページに掲載し、学校や市町村の研修等での幅広い活用を促しております。

また、性の多様性の観点から誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、本年一月にオンライン研修を開催し、企業や行政機関の職員等、五十三名の参加がありました。

さらに、当事者団体等の声やニーズに応じて、一方または双方が性的マイノリティーである方々を対象とした青森県パートナーシップ宣誓制度を運用し、性の多様な在り方について県民の理解促進を図っております。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） ヴァンラーレ八戸百年構想委員会第一回委員会の概要についてお答えいたします。

ヴァンラーレ八戸百年構想委員会は、ヴァンラーレ八戸がＪ２昇格を契機として、クラブと地域が共に発展し続けるための中長期ビジョンを構想するに当たり、ホームタウン市町村、サッカー関係団体、サポーター代表者などを委員として設立した組織であり、県も委員として参画しております。

第一回委員会では、クラブ側からホームタウン活動の実施状況、Ｊ２昇格後の入場者数の想定や地域経済への波及効果、クラブが描く中長期ロードマップなどの説明があったほか、検討テーマや進め方などについて意見交換が行われたところです。委員会は、今後三回会議を開き、委員の意見を取りまとめることとしております。

次に、Ｊリーグキャンプ誘致の取組内容と成果についてです。

県では、今年度、本県へのキャンプ誘致に向けて、県内のグラウンドや関連施設等の情報を紹介するパンフレットを作成したほか、実際のキャンプの実施時期となる六月及び七月にＪリーグ等のクラブ担当者を対象とした視察ツアーを実施し、六クラブの担当者に視察していただきました。

この結果、議員から御紹介がありましたとおり、Ｊ１の町田ゼルビアとＪ２大宮アルディージャの二つのクラブが今年七月に新青森県総合運動公園でキャンプを実施することが決定したところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問五点についてお答えいたします。

まず、災害関連死等の審議を行う審査会に係る規定の制定状況についてお答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定を踏まえ、県内では、青森市、

八戸市、十和田市、平川市、大鰯町、田舎館村、野辺地町、東北町、三戸町、田子町、南部町、新郷村の十二市町村において、条例により審査会を設置しています。

次に、災害弔慰金等が適切に支給されるよう、審査体制の整備が重要と考えるが、県の見解についてお答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律では、災害弔慰金等の適切な支給のため、その死亡や障がいが災害と相当の因果関係があるか判定が困難な場合に、医師や弁護士等の有識者により構成される審査会を設置し、調査、審議することが市町村の努力義務として定められています。

このため、県では、各市町村への通知や研修を通じて法令の趣旨を周知するとともに、審査体制の整備を促しているところです。

なお、広域的な災害が発生し、市町村単独では審査会等の設置が困難な場合には、県による審査会等の設置、運営の受託や、県と市町村による合同審査会の設置により、市町村を支援することとしています。

次に、条例制定に向けた今後の取組についてお答えいたします。

県では、現在、障がい者の当事者団体や支援団体を対象として、条例の内容や共生社会の実現に向けた課題等について意見照会するとともに、希望する団体と意見交換を行っているところです。

今後、各団体からいただいた御意見等を集約し、条例の骨子案を作成し、青森県障がい者施策推進協議会での議論を重ね、来年度中に条例を制定したいと考えています。

次に、高次脳機能障がい者の支援に係る県の取組についてお答えいたします。

県では、高次脳機能障がい等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点機関として、平成二十一年度に弘前脳卒中・リハビリテーションセンターを、令和元年度にメデイカルコート八戸西病院をそれぞれ指定し、両機関に高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を委託しているところです。

具体的な取組としては、青森県高次脳機能障がい者及びその関連障がいに対する支援検討委員会を開催するとともに、専門的な相談支援、高次脳機能障がいに対する普及啓発、高次脳機能障がい者に対する支援手法に関する研修会の開催などを行っています。

最後に、高次脳機能障がい者支援法の公布を受け、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

本年四月施行の高次脳機能障がい者支援法の施行により、支援拠点機関が高次脳機能障がい者支援センターに名称変更され、同センターの業務が明確にされたこと等を踏まえ、県では、関係機関と協議、連携しながら、さらなる支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 青森県東方沖地震被災事業者復旧費助成事業費補助に関する御質問二点にお答えします。

まず、本事業を実施することとした経緯についてお答えします。

青森県東方沖地震の被災地域のうち、むつ市は一月二十日、八戸市は翌二十一日に、各市内の中小企業者の復旧に向けた支援を行うことを公表し、その際、両市からは、県の支援についての要望が併せて示されました。

これを受け、県としては、地元自治体が中心となって取り組むことで、地域の実情を踏まえたきめ細かな復旧支援が可能となるものと判断し、両市が速やかに事業に取り組むことができるよう検討を進め、両市の専決処分と同日の去る一月三十日に補正予算の専決処分を行ったものです。

次に、本事業の概要についてお答えします。

本事業は、八戸市及びむつ市が行う被災した中小企業者の復旧に向けた支援事業に要する経費に対し、五分の四を補助するものであり、事業費が五億円の八戸市に対しては四億円、事業費が三億円のむつ市に対しては二億四千万円、合計六億四千万円の支援を行います。

県としては、被災中小企業者の早期復旧に向けて、引き続き、両市と連携して取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） まず、青森県東方沖地震の復旧と防災対策に関する御質問のうち、八戸港の復旧状況と今後の見通しに関する二点の御質問にお答えいたします。

一点目は、被災状況と応急復旧の状況についてでございます。

八戸港は、国や県が管理する八太郎二号埠頭コンテナヤードや岸壁等の八か所におきまして、ひび割れや段差といった被害が生じました。

このうち、荷役に支障が生じていた八太郎一号埠頭E岸壁を十二月二十日に、八太郎四号埠頭P岸壁を一月十五日にそれぞれ応急復旧を完了し、通常の荷役が行うことができる状態になっております。

最も被害の大きかった八太郎二号埠頭コンテナヤードにつきましては、コンテナ貨物の積替えを行うデバンニングエリアの段差の解消を十二月十三日に、被災箇所に残置されていたコンテナの搬出を二月五日にそれぞれ完了させ、現在、被害状況の詳細な調査、検討を実施中でございます。

二点目は、本復旧の予定についての御質問でございます。

八戸港の復旧は、国と県とが共同で設置した八戸港復旧検討会で本復旧の方法や復旧スケジュールを検討しており、八太郎二号埠頭コンテナヤード以外の被災箇所につきましては、今年秋頃を目途に本復旧を完了させる予定でございます。

被害状況の詳細な調査、検討を実施中の八太郎二号埠頭コンテナヤードにつきましては、今後開催予定の第三回検討会において方針を決定し、速やかに本復旧に着手する予定です。

いずれの復旧作業につきましても、物流機能を維持しながら進められるよう、荷役事業者と連絡、調整に万全を期してまいります。

次に、国道三百四十号三日町―十三日町区間の再整備に関する二点の

御質問にお答えいたします。

一点目、八戸市要望に対する県のこれまでの取組についての御質問でございます。

議員から御指摘、御紹介がありましたように、八戸市では、当該区間を居心地がよく、歩いて楽しい人中心のストリートへの転換を目指し、令和六年七月に道づくりの方向性を示す八戸市中心街ストリートデザインビジョンを策定しました。

ビジョンの実現に向けて、今年度、市では、当該区間の具体的な街路再整備方針の策定に当たって、学識経験者や地元関係者などから意見を聞くための八戸市中心街ストリートデザイン検討会議を設置、開催しており、県では、当該検討会議などに参画して、意見や技術的助言を行ってまいりました。

このほか、県と市とが連携して、まちづくりの施策を所管する国の考え方も踏まえながら、事業化に向けた検討を行ってきています。

二点目は、今後の取組についての御質問でございます。

八戸市では、来年度も検討会議を開催し、来年度中を目途として街路再整備方針の策定を目指すと考えております。

県といたしましては、引き続き、検討会議への参画などを通じ、道路管理者としての立場や事業を所管する立場から意見や技術的助言を行い、市が策定する街路再整備方針を踏まえたまちづくりの取組について伴走支援してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 感震ブレーカーの普及についてお答えします。

能登半島地震により輪島市で大規模火災が発生したことを受け、令和六年六月、災害対策基本法に基づく防災基本計画に感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、これを踏まえ、県では、令和七年三月に青森県地域防災計画を修正し、地震・津波災害対策編の中で、住民

が平時に家庭において取るべき措置として、感震ブレーカーの設置を追加したところです。

県では、これまでも地震への備えの一環として、あおもりおまもり手帳等で感震ブレーカーの設置について紹介してきたところですが、今後は県内消防本部等との連携の上、自助・共助の推進に関連する各種行事等、様々な機会も活用しながら普及に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 会計管理者。

○会計管理者（小坂秀滋） 公金の適切な管理、運用による歳入確保についての御質問のうち、初めに、過去三年度における歳計現金の運用利息の推移についてお答えします。

過去三年度の三月三十一日時点での歳計現金の運用利息は、令和四年度は二百六十四万円余、令和五年度は五百四十二万円余、令和六年度は四千八百八万円余となっており、政策金利の上昇に伴い、令和六年度から大きく増加しています。なお、令和八年一月三十一日時点での令和七年度の運用利息は八千三百九十二万円余となっています。

次に、過去三年度における基金の運用利息の推移についてです。

本県に設置されている基金全体について、過去三年度の三月三十一日時点での運用利息は、令和四年度は三千二百十六万円余、令和五年度は三千三百六十八万円余、令和六年度は一億九百三十九万円余となっており、こちらも政策金利の上昇に伴い、令和六年度から大きく増加しています。なお、令和八年一月三十一日時点での令和七年度の運用利息は二億四千二百二十三万円余となっています。

最後に、公金の適切な管理、運用に向けた今後の対応についてです。公金については、平成十四年三月に青森県公金管理方針及び歳計現金及び基金の運用手順を策定し、適正に管理しています。

歳計現金については、これらに基づき作成した収支計画により、余裕資金をでき得る限り長期に運用して利息収入を最大化するとともに、一時借入金を極力発生させないように努めており、今後も綿密な収支計画

を基に、収入金の早期確保と支払金の適期支払いを進めていきます。また、基金については、基金所管所属において適切な金融機関や金融商品の選択などを行っており、出納局は、これを受けて出納保管をしているほか、金融情勢や金融商品の選択に対する助言を行っています。

出納局としては、今後もこれらの取組を継続し、歳計現金及び基金の適切な管理に努めていきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立高等学校における男女共同参画の理解促進に向けた教育内容についてお答えいたします。

県立高等学校における男女共同参画に係る教育については、学習指導要領に基づき、教科「公民」、教科「家庭」及び特別活動において行っています。

具体的には、教科「公民」では、男女が共同して社会に参画することの重要性について、教科「家庭」では、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について、特別活動では、男女相互について理解するとともに、共に協力し、尊重し合い、充実した生活づくりに参画することの重要性について、それぞれ取り扱っています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 御答弁ありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただければと思います。

まず、公金の適切な管理、運用に関してありますが、先ほどの答弁では、基金の運用につきましては、基金所管所属において、適切な金融機関や金融商品の選択をしているということでありました。つまり、基金ごとに個別に運用しているという状況かと思えます。県の基金は三十ほどあるのかなと思うんですけども、個別に運用していることについて、例えば基金によっては運用先が違ってくる、また、運用の期間も違ってくる。そうになると、運用の幅そのものが狭くなって、利回りそのも

のが非常に低くなって、非常に非効率な運用になっているのではないかなと思います。加えて、それぞれの基金の所管ごとに預金口座の管理が必要のために事務負担というものも大きくなっているのではないかなと推察いたします。そういう意味では、それぞれの基金を個別ではなくて、まとめて管理、運用するような、いわゆる一括運用にすることによって基金の管理事務が簡素化でき、また、運用効率、いわゆる収益性を向上させて、資金調達、運用先の選択の幅が広がる、選択肢の拡大が図れるといったメリットがあるのではないかなと考えます。この一括運用につきましては、他県では基金の一括運用を導入しているところが既にございますし、それによって運用効率を上げている事例が見られます。そこで、本県においてもさらなる運用効率を上げるため、基金の一括運用を検討すべきであると考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 会計管理者。

○会計管理者（小坂秀滋） 基金の運用に当たっては、安全性、流動性を確保しつつ、効率的な運用に努めることとしており、一括運用につきましても、これらの観点から、今後検討していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 安全性かつ、きちつとそういったものを踏まえながら検討していかれるということで、前向きに検討されると捉えさせていただきます。

現行の個別運用に関しては、基金と運用商品がひもづいていることで、運用で得た収入というのは各基金に帰属することになると思います。が、もしこれを一括運用にすると、得た運用収入をどう配分していくのかとか、そういった運用ルールを変えなきゃならないテクニカルな課題はあるかと思えますけれども、しっかりその辺を解決しながら、ぜひ一括運用というものを検討していただければなと思っています。

それから、あとは、現行、特に基金の運用に関しては、いわゆる預金

をメインにしているといいますか、ほぼ預金かと思います。債券の運用はされてはいないというお話でありました。

例えば群馬県で言えば、まず、基金の一括運用を行って、しかも預金だけでなく、併用して一部債券での運用をしていると聞いております。令和六年度の債券運用だけでも十億円余の運用収入を得ているということであります。先ほど本県におきましては、預金での運用で令和六年度は一億円ちよつとというような内容でありましたので、約十倍ぐらい群馬県は債券によって運用収入を得ているというような違いがございます。令和七年度はさらに預金金利だけでも、先ほどの答弁ですと二億円、倍ぐらいの運用収入があるということで、その意味では債券の利率はもつと高くなっていると思いますので、群馬県はもつと運用収入を得ていることが予想されます。

当然この債券運用というのは、ある程度長期の商品でなければなかなかうまみがないというところもあると思いますし、また、基金というのはどうしても必要ときに現金化しなきゃならないといった、まさにこの流動性をどう確保していくかというのが課題であるかと思いますが、決してリターンだけじゃなくて、リスクをしつかりと踏まえながら考えなきゃならないというところはあると思いますけれども、群馬県のように積極的に債券運用しているところもありますし、また、SDGs債であったり、ESG債といった資金運用を通じた社会貢献を行うような自治体も増えているやに聞いております。そういう意味では、基金の運用に関しては、少し積極性といいますか、チャレンジしていくような姿勢を今後も県としても御検討いただければなと思っています。

次の再質問は、高次脳機能障がい者への支援についてであります。答弁でございまして、現在、県内の支援拠点機関は、弘前脳卒中・リハビリテーションセンターとメディカルコート八戸西病院の弘前地域と八戸地域の二か所に委託をしているということでありました。そういう意味では、青森地域には支援拠点がないう状況であります。

やはり県都である青森市を中心とする地域にも同様の支援拠点が必要ではないかと思えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 青森地域での支援拠点機関の整備については、これまでも関係者で構成する検討委員会において設置を望む声があり、県としても医療機関への働きかけを行っているところであり、引き続き、関係者と協議を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 青森地域にも設置を望む声があると。これは当然だと思えます。県としても医療機関へ働きかけを行っていることですが、先ほど御紹介したように、支援法の施行を受けて名称も支援センターに替わると。そういう意味では、さらなる支援体制の充実が求められているところからも、一段とギアを上げていただいて、青森地域への設置に向けてもぜひ汗を流していただければと思っております。

次の再質問ですけれども、ヴァンラーレ八戸百年構想委員会についてであります。

今後のクラブの成長の在り方であったり、また、地域社会との共生、連携といった委員会での協議をしていくテーマの中で、やはりどうしてもスタジアム整備というのが当面のメインテーマになつていくのではないかと私は思います。

八戸市議会の一般質問でも、今回、この百年構想委員会、また、スタジアム整備の件が議論されておりまして、熊谷市長も、八戸市としては、ホームタウンの中核都市として中心的な役割を担いながら、必要に応じて県との協議も進めていきたいというようなお話をされております。

先ほどの答弁では、県としても中長期ビジョンの策定に協力していくということでしたが、百年構想委員会も始まったばかりでありますけれども、スタジアム整備に関して、現時点での県の協力の考え方、

また、認識についてはどのように考えておられるのか、また、J2に昇格したばかりでありますけれども、先ほど知事からもありました、今後のヴァンラーレ八戸への期待、また、知事が思う将来像について、再度知事から見解をいただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、スタジアム整備についてですけれども、百年構想委員会においてクラブの中長期的なビジョンが議論される中で、その実現に向けてクラブがどのように取り組んでいくのか、それに対して、県、それから市町村はどのような協力が必要とされるのかという観点で話し合いが進められるものと認識しております。

そして、ヴァンラーレ八戸には、J2昇格がゴールではなくて、これを新たな出発点として、次はJ1、さらに、その先にはアジアチャンピオンズリーグ、さらにはクラブワールドカップといった世界の舞台も視野に入れて、大きな夢とビジョンを持って、地域と共に発展していくことを大いに期待しております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ありがとうございます。知事からも大変スケールの大きいといいますか、壮大な夢といいますか、語っていただきました、本当にそのとおりだと思っております。

二十年前に地元南郷から発したクラブが、よもやJリーグに、J2まで行くかというのは誰も夢を見ていなかったところもありますので、今後、そういう意味では、高い理想に向かって、高みに向かって進めていく必要があるのかなと思います。

J2に昇格したことによるいろんな影響、特に地域の活性化だった、経済の効果というのは、関係者の中ではどれだけ効果があるかというのは共有されているんですけれども、なかなか一般の方々に広くメリット、効果というのが認知されていないところがあります。恐らく今後、

百年構想委員会の中で、ヴァンラーレが地域のためにどう存在していくのか、それは当然スタジアムの件も含めていろいろ議論が深まっていくと思います。

特に、J2になったことで入場者数が劇的に増えることが予想されています。J3での昨年、二〇二五年の平均入場者数三千七百六十人に対して、J2の昨年、二〇二五年の平均入場者数が八千八百八十八人と二・三倍あります。J1になりますと二万を超えていますので、そうすると、J1はかなりレベルが上がるんですけれども、そういう意味では、J2になっただけで今までの二・三倍、それからすると、ヴァンラーレは昨年は二千三百七十四人だったんですけれども、この二・五倍を掛けても五千人くらいの平均入場者数を見込めると想定されていますので、それを踏まえた地域への影響であったり、経済、そして、何よりもスタジアム整備というのこういった数字を参考にしながら今後議論が進んでいくのかなと思っておりますので、ぜひとも可能な限りの協力を県としてもお願いできればと思います。

最後、一点だけ要望させていただきます。

八戸港の復旧に関しましてありますけれども、先ほど見通しについて、八太郎一号埠頭のE岸壁、また、四号埠頭のP岸壁については、今年の秋頃をめどに本格復旧が完了予定というお話でありました。一番被害が大きかった二号埠頭のコンテナヤードについても、速やかに本復旧に着手することでありました。特にコンテナヤードについては、現状、コンテナ貨物を利用できる範囲が限られているという問題があります。また、荷役機械も地盤が水平でないと運用できないということもありまして、物流機能を維持しながら復旧工事を進めていけるとはいえ、効率の悪い荷役作業が今後も続くと思います。不便な運用を強いられることが予想されますので、国、また、関係機関とも連携して、一日でも早い完全復旧に向けて力を注いでいただくことを要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三番井本貴之議員の登壇を許可いたします。――井本議員。

○三番（井本貴之） 自由民主党の井本貴之でございます。それでは、所感を述べながら、通告に従い質問してまいります。

昨年十二月二十九日に、NHKより二〇二四年の農業総産出額が二十八年ぶりに十兆円を超え、約十兆八千億円だったと報道されました。漁業総産出額は、二〇二四年の集計はまだ公表されておりませんでした。が、二〇二三年では約一兆六千五百億円とのことであり、我が国の農業、畜産業、漁業、林業を含む一次産業の総産出額は十二兆円規模と推定されております。非常に大きな金額でイメージが持ちにくい規模ではございますが、これは民間企業で言えば、本業の営業収益が十一兆九千億円のセブン&アイ・ホールディングスと同等規模となります。ちなみに、トヨタ自動車の二〇二四年の営業収益は四十一兆六千億円と、国内全ての一次産業産出額の四倍近い金額でした。販売構造や仕入れ、経費などが全く異なる産業のため、純粋に比較することはできないと十分承知はしておりますが、あえて従事している人数で比較してみると、国内の一次産業従事者数が百九十万人規模、それに対してセブン&アイ・ホールディングスでは約十五万人と十倍以上の開きがあり、一次産業の一人当たりの産出額が非常に低いことが分かりました。

我が国の一次産業の生産性の低さは国際的な比較でも示されており、一人当たりの算出額はアメリカの約三分の一程度、カナダ、オーストラリア、オランダ、フランスの約二分の一程度とのデータもあり、以前から問題視されておりました。加えて、人口や生産年齢人口が減少してい

く我が国にとって一人当たりの生産性を向上させていかなければ、産業自体が衰退していくことも懸念されます。国や本県においてもデジタル技術の活用や機械化を推進するなど、鋭意取り組みられていると認識しており、他国や他業種ができているということはまだまだ伸び代があるとも考えられます。本県一次産業がさらに稼げて、若者がやりたいと思える産業になることを期待し、漁業に関する質問から行わせていただきます。

まずは、陸奥湾ホタテガイ養殖の振興について伺います。

本県の重要な水産業の一つである陸奥湾でのホタテガイ養殖業は、近年、高水温により大量へい死が続いており、昨年は危機的な状況にあると報じられ、我が自民党会派でも複数回視察や漁業者との意見交換を行ってまいりました。令和七年十一月の調査で、その年生まれた稚貝で八〇・四％がへい死、養殖二年目となる新貝では九三・三％がへい死し、壊滅的な状態となっており、宮下知事も、陸奥湾ホタテガイ養殖史上最悪の状況であり、最大の危機を迎えているとコメントされております。地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所等で原因の究明や対策についての研究が進められておりますが、根本的な解決にはまだ時間がかかると伺っております。

そのような中、今年二月二十日には陸奥湾ホタテガイの大量へい死を受け、むつ湾漁業振興会で北海道産ホタテガイを移入することを決定したと報道されました。これまでの研究で北海道産ホタテガイは陸奥湾産に比べ高水温に弱い傾向があることが分かっておりますが、高水温に弱い北海道産のホタテガイが陸奥湾内で繁殖するようになれば、これまでに以上に高水温に弱いホタテガイが陸奥湾で生息することが懸念されます。今回はその対策として、産卵の可能性が低い稚貝を春先に陸奥湾に移入し、夏までに半成貝として出荷する計画であるとお伺いしています。北海道産ホタテガイの移入によって、解決策にはならないまでも、育てるものがない、売るものがない養殖業者を支援する取組になること

が期待されます。しかし、別の地域から湾内に移入させることには様々なリスクがあると考えられます。

そこで、一点目として、北海道産ホタテガイを陸奥湾に移入するための課題について伺いいたします。

今回の移入は対症療法でしかなく、陸奥湾ホタテ養殖の再興には根本的な解決が不可欠と考えます。

そこで、二点目として、ホタテガイ養殖業の再興に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次は、本県の知事管理区分におけるスルメイカの資源管理について伺います。

近年、不漁が続いていたスルメイカについて、令和七年管理年度スルメイカ漁獲可能量（TAC）は、近年の資源低迷を背景に、大臣管理区分の小型スルメイカ釣り漁業は、当初二千八百トンという低水準でスタートしました。その後、三陸沖を中心に好漁となったことから、追加配分や期中改定により五千七百五十七トンに増枠されました。

しかし、地域ごとに盛漁期が異なるスルメイカなどの魚種に対し、全国一体で枠が消化される仕組みであったため、漁期が早い地域で漁獲が急増し、漁獲量が積み上がっていきましました。その結果、遅い時期に本格漁期を迎える下北地域や北海道などの地域で十分に操業ができないまま漁獲量が可能量を超過したとして、昨年十月三十一日に五トン以上三十トン未満の小型イカ釣り漁船に対し、国より採捕停止命令が発せられました。また、併せて県内五トン未満のイカ釣り漁船も自主休漁となりました。

地域によっては、近年不漁だったスルメイカがやっと取れると思っていた矢先の停止命令に、私にも漁業者から怒りの声が寄せられました。現行制度では、先に取ったもの勝ち、遅い地域ほど不利という不公平が発生し、盛漁期が遅い地域を中心に改善を求める声が多く聞かれています。

今管理年度における本県の知事管理区分は具体的な数量が示されない管理方法でしたが、先月開催された水産政策審議会において、配分数量が示されることとなりました。本県の管理方法においても、海域別、期間別の管理手法の導入や、リアルタイムに近い漁獲報告体制の確立が必要であると考えており、資源管理の厳格化と地域間の公平性の確保をいかに両立させるかが課題になってくると思われれます。

そこで、二点についてお伺いします。

令和八管理年度知事管理区分の数量明示化の経緯と漁獲可能量についてお伺いします。

また、漁獲可能量の適切な管理に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次は、漁港における放置廃船についてお伺いします。

青森県は、陸奥湾、太平洋、日本海、津軽海峡と豊かな漁場に支えられ、水産業が地域経済と雇用を支える重要な産業として発展を支えてきました。しかし、近年、漁業者の高齢化や廃業の増加に伴い、使用されなくなった漁船が漁港内に放置される問題が顕在化しております。県内では特に下北地域に集中しており、県内九百七隻中、四百三十四隻と半数以上を下北五市町村が占めておりと報道でも示されております。老朽化した船は浸水や沈没の危険があり、ほかの船舶や作業中の漁業者に重大な支障を及ぼす可能性があり、特に冬季の荒天時には係留索の切断や漂流といった二次被害も想定され、燃料の漏出、FRP破片の流出などは海洋環境に負荷を与え、持続可能な漁業の妨げともなります。

漁港機能維持の観点からも、限られた係留スペースが放置廃船によって占有されることは新規就業者の参入を妨げるおそれがあり、本県水産業において看過できないと感じております。他自治体では、国の不要漁船処理対策事業費交付金などを活用して、廃船処分費用への補助制度の拡充や漁協と連携した廃業前相談体制の構築を図るなどの対策が進められており、放置廃船は全国的にも課題となっております。

空き家問題などでよく用いられる心理学用語のブロックン・ウィンドーズ・セオリー、いわゆる割れ窓理論でも示されているように、放置廃船は地域の治安にも悪影響を及ぼす可能性が高く、安全で美しい漁港環境を取り戻し、若者が希望を持って参入できる環境を実現するため、県、市町村、漁協が一体となった実効性のある対策を強力に推進すべきと考え、質問させていただきます。

一点目として、放置廃船の現状を県はどのように把握しているのかお伺いします。

二点目として、放置廃船数の縮減に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次は、建築物における県産材の利用拡大についてお伺いいたします。青森県は県土の約六五％を森林が占め、豊富な森林資源を将来にわたって持続的に活用することが重要であると考えております。特に青森県を代表する青森ヒバは、耐久性や抗菌性に優れた高品質材として全国的にも評価が高く、スギやカラマツの人工林が本格的な利用期を迎えており、県産材利用を推進すべき時期であると考えております。木材は炭素を固定する資源であり、建築物に利用することで長期的な炭素貯蔵が可能になり、また、鉄やコンクリートに比べ、製造時のCO<sub>2</sub>排出が少ないことから、本県も目指しているカーボンニュートラルにとっても重要であると思われれます。

しかし、近年の木材価格の低迷や林業の担い手不足などが影響し、管理や活用が行き届いていないのが現状です。利用が進まない森林は手入れが行き届かず、荒廃や災害のリスクの増大を招くおそれがあるため、適切に伐採し、再造林を行う循環型林業を確立することが水源涵養や土砂災害防止などにつながると認識しております。さらに、県内で県産材の利用を推進し、伐採、搬出、製材、加工、施工までを県内で完結させることで、林業、製材業、建設業など幅広い産業に波及効果が及び、地域経済の好循環を生み出す可能性があると考えております。

住宅着工件数が減少を続けている中、推進に当たっては公共建築物への県産材利用の推進や住宅建設への補助制度の拡充などが重要であり、本県においても、県産材を利用することで最大五十万円を補助するA—wood需要拡大事業などを通じて鋭意取り組まれていると認識しております。A—wood需要拡大事業については、私の地元の建築業者からも評判がよく、今後、充実と強化を要望するとともに、県産材の利用促進をさらに進めるべきと考えております。

そこで、本県において生産された木材の建築物への利用状況について伺います。

また、県産材の利用拡大に県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、野生鳥獣被害対策について伺います。

近年、全国各地で熊やイノシシ、鹿などによる鳥獣被害が深刻化しております。県で把握している令和七年の熊による人的被害は十件と認識しており、幸い命は取り留めたものの、来年度以降も被害が出る可能性もあり、早急な対策が望まれております。

これまでの鳥獣被害対策は、主に猟友会や地域ハンターの善意と技術に依存する形で進められてきました。しかし、人口減少と高齢化の進行に伴い、地域内で狩猟免許を持つ人材が減少し、迅速で柔軟な対応力が低下する傾向にあります。このままでは出没が確認された際の初動対応の遅れにより、人的被害や農作物被害が拡大していくことが懸念されます。国でも指定管理鳥獣対策事業交付金などの財政措置や緊急銃猟のマニュアル化などの対策を講じており、本県においても、これらを活用して対策を行っていると認識しておりますが、加えて、国のクマ被害対策パッケージにも記載されている公務員ハンター、いわゆるガバメントハンターの支援制度が創設されたと認識しております。

ガバメントハンターとは、行政組織内に狩猟免許、実猟経験を持つ専門人材を配置し、鳥獣被害対策を自治体の責任で実行できる体制をつ

るものです。この体制により、出没情報の受理から現地での痕跡把握、捕獲の判断、関係機関との連携までを一貫して迅速に進められ、特に熊のような大型獣は初動対応の早さが安全確保と被害最小化の鍵となるため、行政内部に判断、実行力を持つ専門人材を置くことは有効であると考えます。

また、専門性を持った職員が行政内にいることで、住民への丁寧な説明や安全管理の徹底、猟友会や警察、保健所との連携、調整も円滑に進むようになることも期待されます。本県においても積極的にガバメントハンターの確保、育成を行うべきと考え、次の二点について伺います。

一点目として、令和七年末現在の県内の狩猟免許所持者数とガバメントハンターの数について伺います。

二点目として、県内におけるガバメントハンターの活用方針について伺います。

次は、地域限定保育士制度について伺います。

地域限定保育士制度は、昨年、令和七年十月から法制度として児童福祉法上に位置づけられた制度であり、特定の地域でのみ認められる保育士資格で、人材確保やキャリア形成、地域での定住・定着促進等の面で期待されております。通常、筆記試験と実技試験の両方に合格して保育士資格を取得できますが、実技は音楽、造形、言語の中から二つを選ぶ方式であり、ピアノもできない、絵も苦手という受験者にとって高いハードルとなっております。地域限定保育士制度では、試験内容自体は通常の保育士試験と同水準を維持しながら、実技試験を所定の講習を受けることで免除することもできるなど、受験ハードルを下げ、受験機会の拡大が期待されております。また、一定期間、その地域で勤務することと条件とすることで確実に地域へ人材を定着させる設計となっているほか、地域限定保育士として経験を積むことで、将来的には全国で通用する保育士資格へ移行できる道も開かれているなど、挑戦のハードルを

下げつつ、長期的なキャリア形成も可能になる仕組みとなっておりま  
す。

現在、保育士は、大学や短大、専門学校等の指定養成施設で学んだ者  
が全体の三分の二で、残り三分の一は独学で学び、資格を取得している  
とのことで、特にこれまでほかの仕事をしていた人が独学で受験する場  
合に受験を促す効果があると考えております。

本県では、首都圏ほど保育士不足が深刻化しているわけではないと認  
識しておりますが、Uターンなどで県内に戻ってくる際の選択肢を増や  
す観点からも効果があると考えております。安心して子供を産み育てる  
環境づくりに取り組むに当たり、若い世代の定住を促す観点からも保育  
士の確保は重要であり、人材確保の観点に加え、一定期間、地域での勤  
務が必要なことから、U・I・Jターンなどを考えている方に地域定着を促  
し、働き方の選択肢を増やす効果も期待でき、導入について検討してい  
く必要があると考えております。

そこで、地域限定保育士制度の概要についてお伺いします。

次に、全国における地域限定保育士制度の実施状況と、本県での導入  
に関する県の見解についてお伺いします。

次は、トイレカーの整備促進等についてお伺いします。昨日、今議員  
からもトイレカーを含む避難所TKB向上Programについて質  
問がございましたが、私からはトイレカーに絞って質問させていただき  
ます。

近年、災害の激甚化、頻発化が進む中、避難所環境の質の向上は自治  
体の重要課題となっており、避難時すぐに必要となるトイレ問題は避難  
環境に大きく影響します。災害の規模や態様によっては、上下水道設備  
の障害により既存の水洗トイレが使用できなくなり、仮設トイレの設置  
にも時間を要します。トイレ環境が整わない結果、避難者が水分摂取を  
控え、体調悪化や衛生環境の悪化から感染症拡大につながることも心配  
されます。令和六年の能登半島地震においても、トイレ不足は避難所運

営上の大きな課題となりました。

こうした教訓を踏まえ、国でも防災資機材としてトイレカー、キツチ  
ンカーなどを対象に補助する方針が打ち出されました。トイレカーは、  
給水・汚水タンクを備え、到着後すぐに使用可能であり、高齢者や障が  
い者、女性に配慮した洋式にも対応でき、仕様によってはユニバーサル  
対応も可能になるなど、自治体がトイレカーを整備することは、災害関  
連死を防ぐためにも有効な手段であると考えます。

さらに、トイレカーの価値は災害時に限りません。平時には地域イベ  
ントや観光振興にも活用でき、昨年、トイレカーを導入したむつ市でも  
様々なイベントや事業でトイレカーが活用されております。トイレカー  
は、守りの防災と攻めの地域活性を両立する二刀流の公共資産であり、  
仮に県内全ての自治体が導入すれば、被災地に数十台のトイレカーを派  
遣することも可能になり、動くインフラとして導入を進める必要がある  
と考え、二点について質問いたします。

一点目として、大規模災害に備え、トイレ環境や食事などの避難所環  
境の整備をより一層推進すべきと考えるが、県の取組をお伺いいたしま  
す。

二点目として、避難所の良好なトイレ環境を確保するためには、各市  
町村がトイレカーを一台ずつ整備し、被災市町村を一斉に応援すること  
が効果的と考えるが、トイレカーの市町村の整備状況と県の考えをお伺  
いたします。

次は、県における外部からの過剰な要求への対策についてお伺いしま  
す。

近年、役所や公共施設、学校などにおいて外部からの過剰な要求や暴  
言、威圧的言動といったカスタマーハラスメントについて、被害経験あ  
りと答える労働者の割合が増加傾向であると認識しております。働き方  
改革が叫ばれる現代において、このような要求が常習化することは、職  
員の心身の健康が損なわれ、休職や退職につながるおそれもあり、結果

として住民生活全体の質が下がることも懸念されます。そのために職員を守る体制整備が重要であると考えております。

ほかの自治体でも様々な対策を講じており、会話の録画・録音、複数人での対応、職員の相談窓口の整備などが挙げられますが、何より大切なのは、組織として過剰な要求は許さないという姿勢を示し、周知していくとともに、全ての住民に平等な行政サービスを提供することと考えております。

そこで、今年度から開始した知事部局におけるカスタマーハラスメント対策の取組内容についてお願いします。

また、教育現場において、外部対応における教職員の心理的負担軽減に向け、県教育委員会ではどのような取組を進めているのか伺いいたします。

次は、学びの多様化学校の設置について伺いいたします。

近年、不登校児童生徒が増加、また長期化し続けており、原因も教師や生徒同士での人間関係、発達特性、家庭環境など、複雑化してきております。既存の学校ではできる対応も限られ、対応する教師の負担も問題となっております。

そんな中、新たな選択肢とされているのが学びの多様化学校、通称不登校特例校です。学びの多様化学校は、二〇一七年に法整備化された全ての子供にひとしく学習機会を保障するための公的教育制度です。文部科学省の不登校特例校制度に基づき、通常校とは異なる柔軟な教育課程編成が認められ、少人数指導や個別最適な学習、ICT活用などを通じて、一人一人に寄り添った教育を実践できるのが大きな特徴です。

また、これまで不登校児童生徒の支援を行ってきた教育支援センター、いわゆる適応指導教室は、学校復帰を目標にした支援的な通所施設であり、在籍はあくまで元の学校に置かれていましたが、学びの多様化学校は正式な学校であり、転校手続を行い、在籍校も当該の学びの多様化学校となります。さきに述べたとおり、不登校の要因は多様化、長期

化しており、従来の元の学校へ戻すことを前提とした支援だけでは対応が難しいケースも多く、それぞれの生徒児童に合わせた安心できる環境で自己肯定感を育みながら学ぶことができる新たな学びの選択肢として私も期待し、注視しております。専門人材の確保や財政負担など課題は少なくありませんが、不登校の長期化による社会的孤立や将来的な支援コストを考えれば、早期に公的な学びの場を保障する意義は大きいと考えております。

そんな中、公立学校では県内初となる学びの多様化学校の設置を目指す、昨年、むつ市が発表いたしました。二〇二七年四月の開校を目指し、今年度で閉校となるむつ市立奥内小学校を活用し、改修工事などを行い、準備を進めていくとのこと、昨年九月にはむつ市から青森県に対し、財政支援等を求める要望がなされたと報道されております。

そこで、二点について伺いします。

一点目として、公立学校として本県初となるむつ市による学びの多様化学校の設置に向け、県教育委員会はどのように取り組んでいくのか伺いします。

また、今後、ほかの地域で学びの多様化学校の設置を促進するため、むつ市の取組を県内に周知すべきと考えるが、県教育委員会はどのように取り組んでいくのか伺いします。

最後は、下北半島縦貫道路の用地取得について伺いいたします。

来週三月十四日に、新たにむつ南バイパスの全区間と吹越から横浜インターチェンジまでの横浜南バイパス区間が供用開始となり、着実に事業が進んでいることに下北の住民としてうれしく思うとともに、一日も早い全線供用開始に向け、引き続き注視してまいりたいと思っております。

昨年九月の第三百二十三回定例会でも残りの区間の用地買収の体制について質問させていただきましたが、今回は未供用区間である奥内バイパス及び横浜北バイパスの用地取得の現在の実績について伺いし

ます。

また、用地取得を進めるに当たり、むつ市から職員を出向してもらうなど人員を増やして対応していくと伺っておりますが、令和八年度以降の奥内バイパス及び横浜北バイパスの用地取得に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 井本議員にお答えいたします。

私からは、まず、県産材の利用拡大に県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、県産材の利用拡大に向け、利用量に応じて工務店等へ助成を行うA—wood需要拡大事業を今年度から実施しており、五十一の事業者が百二十棟の住宅等に県産材を利用したところであります。

また、昨年八月に設置した青い森県産材利用推進会議を通じて、県が整備する建築物については、原則木造化と内装の木質化を目指し、県産材の利用を第一に検討していくこととしたほか、市町村に対しても公共建築物への県産材利用を働きかけていきます。

今後は、これらの取組に加え、設計者や建築業者が県産材を利用しやすい環境を整備するため、県産材の入手方法等を記載したリストを作成するとともに、県産材流通の効率化につながる地域製材ネットワークの構築に向けた取組を進めていきます。

続きまして、県におけるガバメントハンターの活用方針についてお答えいたします。

県では、第一種銃猟免許やわな猟免許を所持し、野生鳥獣等に関する豊富な知識を有するとともに、捕獲技術に優れた方を雇用することとしております。

県がガバメントハンターを雇用することで、市町村や農業者等に対して野生鳥獣に関する知識の普及と捕獲技術を指導するほか、狩猟者数の

市町村間の偏りへの対応も可能となり、県全体の鳥獣被害防止対策の向上につながると考えております。

続きまして、奥内バイパス及び横浜北バイパスの用地取得の実績についてお答えいたします。

下北半島縦貫道路の奥内バイパスでは、今年度、用地取得に向けて用地測量及び用地調査を実施しており、今年一月からは用地交渉にも着手しております。

横浜北バイパスでは、令和四年度から用地取得を進めており、面積ベースの取得率は、昨年度末時点の約三九％から、今年一月末時点で約七三％となっております。

次に、奥内バイパス及び横浜北バイパスの用地取得に向けた今後の取組についてお答えいたします。

奥内バイパスについては、用地測量及び用地調査を速やかに完了させ、順次任意による用地取得を進めていきます。

横浜北バイパスでは、引き続き、任意による用地取得を行うとともに、共有地等の任意による取得が困難な用地について、土地収用法に基づく手続を進めていきます。

令和十四年度までの全線完成の目標に向け、引き続き、組織体制の強化を図っていくとともに、着実に用地取得を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 漁獲可能量の適切な管理に向けた県の取組についてお答えいたします。

本県の知事管理区分における漁獲可能量の管理方法を定める資源管理方針は、海区漁業調整委員会の意見を聞き、国の承認を受けて決定いたします。

県では、令和八管理年度において、国から配分される漁獲可能量千七百トンについて、漁業関係者の意見を踏まえ、漁協別などに割り当てな

一括管理とし、地域で異なる漁期によって不公平感が生じないように、その数量を前期と後期に分けて管理する方法で資源管理方針を取りまとめているところでございます。

県としては、採捕停止命令に至ることを回避すべく、漁業者からの漁獲量の報告頻度を十日に一回に高め、漁獲状況を速やかに漁業者に周知するほか、漁獲量の積み上がりに応じて採捕の抑制等の注意喚起を行うなど、適切に管理してまいります。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 知事部局におけるカスタマーハラスメント対策の取組内容についてお答えいたします。

今年度、知事部局においては、職員が安心して働くことができる職場環境づくりを推進するため、カスタマーハラスメント対策の取組を開始しております。

具体的には、四月から職員の名札について、これまで慣行としてフルネームの表記であったものを、原則として名字のみの表記とする見直しや、特に悪質なカスタマーハラスメントの場合、法的措置をも視野に入れて対応できるよう、弁護士への相談費用を予算化しております。

また、七月には、県民や事業者の方への対応に当たつての基本的な心構えや、毅然と、かつ組織的に対応するなどのカスタマーハラスメント対策の基本的ルールなどを定めた職員向けマニュアルを策定し、十二月からは発言内容や発言の有無に係るトラブルに備えることなどを目的として、外線電話の通話録音を開始したところであります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 地域限定保育士制度について二点お答えいたします。

まず、制度の概要についてです。

地域限定保育士制度は、特に保育人材が不足するおそれ大きい地域において集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として、令

和七年十月に児童福祉法上に創設されたもので、国の認定を受けた地方公共団体において、地域限定保育士試験の実施が可能となりました。

当該試験に合格した地域限定保育士は、地域限定保育士登録を行った都道府県等の区域内に限り業務を行うことが可能ですが、登録後三年を経過し、かつ地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請により全国で働くことが可能となります。

次に、全国における地域限定保育士制度の実施状況と、本県での導入に関する県の見解についてです。

国の資料によりますと、令和七年十一月時点で、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県の一府五県が国の認定を受け、令和八年度中に地域限定保育士試験の実施を予定しております。

本県での導入につきましては、保育士に係る有効求人倍率や保育士試験の受験者数、保育関係者の意見、他県の実況等を勘案し、検討していく必要があるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県内の狩猟免許所持者数とガバメントハンターの人数についてお答えいたします。

直近の令和六年度末現在の狩猟免許の所持者は、延べで約二千百名となっております。

その内訳は、散弾銃等を使用するために必要な第一種銃猟免許所持者は延べ約千二百名、箱わなやくくりわなを使用するために必要なわな猟免許所持者は、延べ約八百名となっております。また、これを圏域別で見ますと、三八、中南、上北地域の順に多い状況でございます。

次に、ガバメントハンターは、令和七年度末現在（後刻「令和七年末現在」に訂正）で百二十六名おり、市町村職員自らが狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に従事している方が百二十一名、市町村が地元の猟友会員などを職員として雇用している方が五名となっております。なお、西北地域では、県全体の三七％に当たります四十七人が従事しているという

状況でございます。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問六点にお答えいたします。

初めに、北海道産ホタテガイを陸奥湾に移入するための課題についてです。

北海道産ホタテガイを陸奥湾に移入する場合の課題としては、これまで湾内で発生が確認されていなかった麻痺性貝毒や、養殖作業の支障となる新たな付着生物、疾病等の発生リスクなどに対応することが挙げられます。

また、北海道からの移入に当たっては、陸奥湾は一つであるという考えの下、陸奥湾全体で漁業者間による環境づくりと合意形成を図ることが必要だと考えます。

次に、ホタテガイ養殖業の再興に向けた県の取組についてです。

県では、これまで、陸奥湾ホタテガイ総合戦略等に基づく取組を着実に進めるとともに、緊急的な対策として、採苗器の追加投入や親貝確保に向けた基金への支援を行っているほか、来年度は高温耐性のある品種開発等についても検討していくこととしています。

また、度重なる高温被害を踏まえ、総合戦略の改定を視野に、去る二月二十六日にあり方検討会を開催し、生産・加工・流通・販売関係者のほか、市町村、国、試験研究機関などが一堂に会し、陸奥湾のホタテガイ産業の将来像について幅広く議論したところです。

引き続き、高温対策や親貝不足対策などの様々な課題の克服に向け、漁業者が主体となり、全湾が一丸となつて取り組んでいくことで、陸奥湾ホタテガイ養殖業の再興を実現していきたいと考えております。続きまして、スルメイカの資源管理に関しまして、令和八管理年度の知事管理区分における数量明示化の経緯と漁獲可能量についてお答えいたします。

本県における知事管理区分の対象となる五トン未満のイカ釣り漁業

等については、これまでは目安数量を基にした管理となっていたものが、令和七管理年度の漁獲量が目安数量より多くなった県が本県を含めて複数あったことから、国では、資源管理基本方針に基づき、取扱いを見直すこととしました。

具体的には、令和七管理年度の漁獲量が目安数量の二倍以上となり、かつ七百トンを超えている本県、岩手県、宮城県の三県について、令和八管理年度から国が数量を明示して配分することとなりました。

本県に配分された令和八管理年度の漁獲可能量は、令和七管理年度の目安数量三百五十トンの約六倍となる千七百トンとなっております。

続きまして、漁港における放置廃船の現状を県はどのように把握しているのかについてお答えいたします。

県では、放置廃船数を把握するため、毎年七月に市町村の協力を得ながら、県内の全漁港八十五か所において、職員が直接現地で船舶の状態を調査しています。

令和七年の調査では、前年から八十三隻が撤去された一方で、新たに百七隻の放置が確認されたため、放置廃船数は前年の八百八十三隻から九百七隻に増加しています。

次に、放置廃船数の縮減に向けた県の取組についてです。

放置廃船の撤去は所有者が行うことが基本であることから、県では、漁協などの協力を得て所有者を特定し、本人または相続人に対して、戸別訪問や文書により放置廃船を撤去するよう働きかけています。

今後は、漁業者等に対して、関係法令上、漁港への船舶の放置が禁じられていることを改めて説明するとともに、民間団体が行っている低コストで再資源化が可能なFRP船のリサイクルシステムを新たに周知することなどにより、放置廃船の発生防止と縮減に取り組むこととしています。

最後に、本県において生産された木材の建築物への利用状況についてお答えいたします。

本県では、近年、スギを中心に百万立方メートル程度の木材が生産されており、このうち約七五％が県内において建築材料や製紙用、燃料用のチップに加工され、残りの約二五％は丸太のまま県外へ移出されています。

県産材の建築物への利用状況については、住宅建築において木造率は九割を超えるものの、一部の工務店等では県産材に対して強度不足や高価格などのマイナスイメージを持っており、現在の県産材利用率は一割程度となっています。

住宅以外の建築物では、その多くが鉄筋コンクリート造や鉄骨造で、県産材の利用は学校などにモデル的に利用されている事例はあるものの、限定的な利用にとどまっています。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） トイレカーの整備促進等に係る御質問二点についてお答えします。

初めに、避難所環境の整備についてお答えします。

県では、青森県災害備蓄指針を改定し、簡易ベッド、パーティション、携帯トイレ、簡易トイレや、乳幼児や高齢者に配慮した乳児・小児用おむつ、大人用おむつなどの備蓄を進めているほか、避難所となる県立施設を中心に自動ラップ式トイレ、トイレカー等の資機材を整備しています。また、来年度は炊き出しセット等を整備することとしており、引き続き、良好な避難所環境の確保に向けて取り組んでいきます。

次に、市町村におけるトイレカーの整備状況等についてお答えします。

県内でトイレカーを整備している市町村は、令和八年三月末時点で四団体となる見込みです。

トイレカーは、携帯トイレや自動ラップ式トイレ等と同様、避難所のトイレ環境整備の選択肢の一つであり、各市町村においては、避難所数、見込まれる避難者数、必要なトイレの数、避難所となる施設の状況等を

踏まえ、必要な設備や資機材等を整備すべきものと考えています。

県としては、トイレカーの整備も含め、市町村の意向を踏まえつつ、国の支援制度の活用についても助言していきます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点についてお答えします。

まず、外部対応における教職員の心理的負担の軽減に向けた取組についてです。

県教育委員会では、これまでも外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒にとって最適な教育環境を維持する様々な取組を進めてきました。具体的には、弁護士をスクールロイヤーとして県内六地区に配置し、学校が抱える諸課題に対して指導、助言等を行うことで、問題の深刻化の防止を図っています。

また、外部との電話応対における正確な情報に基づく問題解決等に向け、全ての県立学校に通話録音・告知機能を取り入れることとし、順次導入を進めています。来年度からは、全ての市町村立学校への導入を目指し、機器導入等に要する経費について市町村へ支援することとしています。

さらに、経験豊富な学校管理職OB等を学校問題解決支援コーディネーターとして県教育委員会内に配置し、保護者や教職員から相談を受け付けることで、問題の早期解決の支援を図るとともに、教職員の心理的負担の軽減に取り組んでいきます。

次に、公立学校として本県初となるむつ市による学びの多様化学校の設置に向けた県教育委員会の取組についてお答えします。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校については、国の教育振興基本計画において、令和九年度までに各都道府県で一校以上の設置を進めることとされています。

このような中、令和九年四月開校を目指すむつ市の取組は、不登校児

児童生徒の多様な教育機会の確保に寄与するとともに、本県において先導的役割を果たすことが期待されるものです。

このため、県教育委員会としては、むつ市による開校に向けた施設整備に要する経費の一部を支援することとしています。

次に、学びの多様化学校の設置を促進するための取組についてお答えします。

県教育委員会では、児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるような環境を整備することが大切であると考えています。

そのため、県教育委員会が主催する生徒指導担当指導主事連絡協議会、不登校児童生徒支援教員研修会及び不登校児童生徒支援連絡協議会を活用し、学びの多様化学校の設置に向けた取組について、むつ市教育委員会担当者から発表していただく機会を設けるなど、市町村教育委員会へ取組内容の情報を提供していきます。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 詳細に御答弁いただきました。幾つか再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず、一問目に質問させていただきました陸奥湾ホタテガイ養殖に関してですが、北海道では度々麻痺性貝毒が発生して、そのたびに出荷規制が行われていると聞いております。陸奥湾では幸い麻痺性貝毒はほぼ確認されていないと伺っていますけれども、代わりに下痢性貝毒に関しては度々検出されていると伺っております。貝毒は餌が原因、プランクトンが原因と伺って承知しているんですけれども、北海道からホタテガイを移入するに当たって、麻痺性貝毒の発生というのが非常に懸念されるかと思うんですけれども、これはどのような対応が必要になるのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 麻痺性貝毒発生への対応としては、監視

体制を強化することや貝毒発生時の出荷体制を整備することが挙げられます。

監視体制については、麻痺性貝毒のモニタリングを現行の月一回から頻度を増やす対応が必要と考えています。

また、貝毒発生時の出荷体制については、他道県では中腸腺の除去等により貝毒を基準値以下にできる加工場を認定することで加工品の出荷を可能としている例があることから、本県においても同様の仕組みを検討する必要があると考えています。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 深刻性が低いものに関してはある程度出荷する場合もあるということでございますので、その検査の頻度を上げていくに当たって、可能な限り詳細に検査していただきたいなと思っております。

昨日、新聞で野辺地町漁協で県内初めてとなる人工採苗に取り組むという記事が出ておりました。漁業者も、また行政も必死でこの問題に対しては取り組んでいることと承知しておりますが、初めてのことに挑戦する場合、どうしてもトライアンドエラーを繰り返して試行錯誤していくことが必要だと思っていますが、日本人の気質的にもリスクを非常に多く見積もってしまうという傾向が強いのかなと感じております。

近年のホタテガイの現状というのが本当に危機的な状態で、可能性があることに限ってはどんどんチャレンジしていかなければならない段階まで来ているのではないかなと思っておりますので、引き続き再興に向けた取組をお願いしたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策についてですが、ガバメントハンターを県としても配置していくというようなお話があったかと思うんですけれども、これは基本的に役所に常駐させるような形になるのか、または緊急時に連絡してすぐに出勤してもらうような形になるのか、どういった形を想定しているのか、もし決まっていればお伺いしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県が雇用いたしますガバメントハンターでございますが、春から秋の期間は、市町村が行う有害鳥獣捕獲等の現場で被害対策に係る技術指導などを中心に活動していただくこととなります。また、冬の期間には、市町村や農家の方への座学による技術指導、それから、ガバメントハンター自らが技術研さんしてもらうための講習会への参加などを考えているところでございます。

なお、先ほど答弁させていただきましたガバメントハンターの数でございますが、令和七年末現在と答えるべきところ、令和七年度末現在と答弁してしまつたようです。

おわび申し上げ、御訂正いただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 冬期間、鳥獣被害というのは減少すると思いますので、その時期を有効に活用する計画であるというのを聞いて安心いたしました。

これからは要望なんですけれども、スルメイカ漁に対して、漁獲量について十日ごとに報告の頻度を高めるということで伺いました。昨年は月一回程度だったかと思うんですけれども、その月一回ですら全体の把握に時間がかかつて報告が遅れて、それが結果的に漁獲枠の大幅なはみ出しにもつながつたと認識しております。また、漁協関係者からは、どうしても把握に時間がかかるんだというお話も聞いておりますので、頻度としては単純計算で三倍程度になるわけですから、漁業関係者の皆様に周知徹底、または指導していくということをお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後五時八分散会